

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月13日

(平成28年度決算)

(環境生活部・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成29年10月13日（金曜日）

午前10時0分開議
午前11時36分休憩
午後0時43分開議
午後2時3分閉会

委 員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

本日の会議に付した事件

議案第44号 平成28年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 平成28年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 平成28年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

部 長 田 中 義 人

政策審議監 中 山 広 海

環境局長 藤 本 聡

県民生活局長 瀬 戸 浩 一

環境政策課長 田 村 真 一

水俣病保健課長 小 原 雅 之

水俣病審査課長 三 輪 孝 之

政策監 山 口 喜久雄

環境立県推進課長 橋 本 有 毅

環境保全課長 山 口 勝 也

自然保護課長 中 尾 忠 規

循環社会推進課長 久 保 隆 生

くらしの安全推進課長 猿 渡 信 寛

消費生活課長 西 川 哲 治

男女参画・協働推進課長 真 田 由 紀 子

人権同和政策課長 園 田 正 喜

商工観光労働部

部 長 奥 藺 惣 幸

政策審議監兼

商工政策課長 中 川 誠

商工労働局長 寺 野 慎 吾

新産業振興局長 村 井 浩 一

観光経済交流局長 原 山 明 博

国際スポーツ大会推進局長 小 原 雅 晶

商工振興金融課長 浦 田 隆 治

労働雇用創生課長 石 元 光 弘

産業支援課長 末 藤 尚 希

エネルギー政策課長 前 野 弘

企業立地課長 小 牧 裕 明

観光物産課長 永 友 義 孝

国際課長 小 金 丸 健

首席審議員兼

出席委員（12人）

委員 長 坂 田 孝 志

副委員 長 浦 田 祐 三 子

委 員 村 上 寅 美

委 員 前 川 收

委 員 氷 室 雄 一 郎

委 員 藤 川 隆 夫

委 員 小 早 川 宗 弘

委 員 森 浩 二

委 員 田 代 国 広

委 員 内 野 幸 喜

委 員 増 永 慎 一 郎

国際スポーツ大会推進課長 水谷 孝司

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 金子 徳政
会計課長 無田 英昭

監査委員事務局職員出席者

局長 高山 寿一郎
首席審議員兼監査監 小原 信

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝
議事課課長補佐 福田 博文
議事課参事 小池 二郎

午前10時開議

○坂田孝志委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から決算の概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。環境生活部長の田中でございます。

平成28年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきま

して、措置状況を御報告いたします。

「多重債務者生活再生支援事業について、全国的にも先進的な取り組みであり、今後とも福祉部門と連携を密に事業展開を図ること。」という御指摘でございました。

多重債務者問題につきましては、その背景に生活困窮などの問題を抱えられている場合もあり、県では、消費生活部門と福祉部門等との連携促進のための研修会を実施し、市町村の庁内連携体制の構築を支援してまいりました。

これらの取り組みによって、本事業の全相談件数に占める福祉部門を含む他部署、他機関からの紹介件数の割合は、平成27年度の61%から、28年度は83%に増加をいたしております。今後とも、福祉部門等との連携を強化してまいります。

御指摘に係ります措置状況は以上でございます。

続きまして、環境生活部の平成28年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額276億8,700万円余に対しまして、調定額、収入済み額は250億6,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済み額との差額であります26億2,600万円余は、7市町村から事務委託を受けて実施をしております災害廃棄物処理事業の処理実績が当初見込みを下回り、受託収入が減額となったこと並びに事業繰り越しなどによるものでございます。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額359億700万円余に対しまして、支出済み額は324億9,500万円余、繰越額は14億7,100万円余、不用額は19億4,000万円余でございます。

不用額の主な内容は、歳入と同じく、災害廃棄物処理事業の処理費用が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が平成28年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○田村環境政策課長 環境政策課長の田村でございます。

まず、今年度の環境生活部におきます定期監査の結果ですが、環境保全課におきまして1件御指摘がございました。このことにつきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしく御願いいたします。

それでは、環境政策課の決算について、決算特別委員会説明資料に基づきまして御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、国庫支出金につきまして、予算現額71万円余を計上しておりましたが、水銀専門家育成支援におきまして、補助事業者が当初予定していた事業を見送ったことから、国に対して補助申請を行う必要がなくなったため、収入はゼロとなっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費につきましては、人事課から特配を受けました職員の時間外勤務手当等でございます。各課共通でございますので、ほかの課の説明は省略させていただきます。

中段の公害対策費につきましては、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀

フリー推進事業などがございます。

不用額413万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

下段の諸支出金につきましては、後ほど御説明いたしますチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。

不用額40万円余は、県債借り入れの利率変動によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計の決算になります。

まず、この特別会計で処理しております事柄を大まかに御説明申し上げますと、本県が過去にチッソに貸し付けるために借り入れた、いわゆるチッソ県債等の償還に係る特別会計でございます。

チッソへの金融支援は、基本的に、国の資金を原資に、県が直接的または間接的にチッソに貸し付けるものでございます。国の閣議決定におきましても、国の施策として行われるものであるとされ、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずるとされており、これに基づいて国の補助や交付税措置がなされております。

具体的には、各償還時期におきまして、チッソから可能な範囲での返済負担を求め、不足する額を国庫補助金で8割、全額交付税措置のある特別県債で2割というルールで財源に充当しております。

中身に入ります。

まず、歳入についてでございますが、全ての項目で不納欠損、収入未済はございません。

4ページ上段の公害防止事業費事業者負担金は、水俣湾の公害防止事業に係るチッソ負担金で、6億4,000万円余でございます。

中段のチッソ貸付金元金・利子は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッ

ソに貸し付けた貸付金の返済金で、29億8,000万円余でございます。

下段は、旧水俣病問題解決支援財団に対する出資金に係る県債、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金2億7,000万円余でございます。

5ページをお願いします。

まず、支援措置費は、チッソに対する金融支援に係る費用です。

上段の国庫支出金28億2,000万円余は、地方債償還に対する国からの補助金、中段、特別県債の元利償還のための一般会計からの繰入金11億3,000万円余となります。

下段の県債は、チッソに対する特別貸付金7億円余となります。

次に、6ページをお願いします。

これは、水俣病特措法に伴う一時金支払いに関する県債の元利償還についての一般会計からの繰入金7億5,000万円余であり、こちらについては全額交付税措置がされています。

歳入は以上になります。

続いて、7ページからが歳出になります。

平成28年度に償還時期が来たもので、上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、水俣湾の公害防止事業に係る県債の元利償還金、計8億1,000万円余、下段のチッソ貸付費は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の償還金56億4,000万円余です。

先ほど御説明しましたとおり、チッソからのできる限りの返済額と、残りは8割の国庫補助金、2割の交付税措置のある特別県債で手当てされております。

8ページをお願いします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費は、平成7年一時金県債の元利償還金で、計2億7,000万円余です。

下段の支援措置費が、特別県債によるチッソへの特別貸付金7億円余となります。

9ページをごらんください。

上段が、特別県債の元利償還金11億3,000万円余となり、不用額40万円余につきましては、県債の借入利率が予算計上したよりも安かったことによるものでございます。

下段は、特措法に関する一時金支払い関係県債の元利償還金7億5,000万円余となります。

環境政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課長の小原でございます。

引き続き、資料の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損額、歳入未済額はありません。

下から2段目、水俣病総合対策事業費補助について、予算現額と収入済み額との差が1億4,600万円余でございます。これは、主に水俣市立明水園の個室化整備事業が平成29年度へ繰り越しとなったことなどにより、国からの補助受入額が減額になったものでございます。

ページ飛びまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が2億500万円余ございます。これは、水俣病総合対策事業に係る医療費等の支給実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

また、1億7,600万円余を繰り越しておりますが、これにつきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

それでは、決算特別委員会附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業について、水俣病認定患者の方々の入所施設であります水俣市立明水園の個室化整備を行っていますが、実施設計の検討、作成

に時間を要したことから、1億7,600万円余を繰り越しいたしました。

現在の進捗率は50%と記載しておりますが、直近の状況を水俣市に確認しましたところ、70%まで進んでおり、年度末までには竣工するとの報告を受けております。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

表の2段目の公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が110万円余でございます。この交付金は、水俣病の検診や認定審査などの認定業務に要する経費について、国からその2分の1が交付されるものでございますが、ことし3月に国から交付決定があり、交付額が予算上の見込み額を上回る結果となったことによるものでございます。

表の4段目の諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、一番下の公害保健費につきまして、2,923万円余の不用額となっております。これは水俣病認定検診等の費用に係る支出額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課長の橋本でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はご

ざいせん。

18ページをお願いします。

最上段の環境保全基金繰入金につきまして、予算額に対して収入済み額が1,756万円の増額となっておりますが、これは、国の補助を財源とした市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業の事業期間終了に伴い、残額を国に返納するため、基金から取り崩したことによるものです。

次に、資料中段の工業用水道事業貸付金回収金でございますが、これは、企業局の工業用水道事業が実施している主要設備更新等の財源に対する一般会計からの貸し付けに係る回収金です。

予算額に対して239万円余の減額となっておりますが、これは、平成27年度の貸付額が当初見込みを下回ったことにより、平成28年度の回収金が減額となったものです。

19ページをお願いします。

歳出について、主なものを御説明します。

最下段の計画調査費ですが、これは、主に企業局の工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度の運用と地下水保全のための事業等を行うものです。

不用額177万円余は、主に入札及び経費節減等に伴う執行残でございます。

20ページをお願いします。

中段の公害対策費ですが、これは、主にくまもとらしいエコライフ普及促進事業などの地球温暖化対策に関する事業や環境センター運営事業などを行うものです。

不用額1,158万円余は、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業に係る市町村における入札残による補助所要額の減や経費節減等に伴う執行残でございます。

なお、3,555万円余を翌年度に繰り越しておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

21ページをお願いします。

2段目の工業用水道事業会計繰出金ですが、これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還や職員の児童手当等に対して、一般会計から繰り出すものです。

不用額346万円余は、児童手当や、昨年12月末に発生しました鳥インフルエンザ防疫対応業務において、早期終息により職員の時間外勤務手当等の実績額が見込みを下回ったことなどによるものです。

最後に、繰越事業につきまして、別冊附属資料の2ページをお願いします。

市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業でございますが、合志市において、総合センター「ヴィーブル」に太陽光発電設備及び蓄電池を導入するものですが、昨年の熊本地震により設置予定の当該建物が被災し、工事の着手がおくれたことによるものです。なお、年内には工事完了の見込みでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山口環境保全課長 環境保全課長の山口でございます。

平成28年度決算の説明に先立ちまして、本年度の定期監査において1件指摘を受けておりますので、御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項をごらんください。

補助事業の執行手続についての御指摘でございます。

指摘事項について、内容を読み上げます。

水道事業施設整備事業について次の課題がある。

(1)平成28年4月1日、当該事業費として計上していた額を144,320千円上回る内示を受けたにもかかわらず、増額補正の予算要求を行っていない。

(2)年度当初に県の補助金交付要項を策定する必要があったにもかかわらず、平成29

年3月まで策定せず、県から市町村への交付決定が遅延している。

予算の確保及び補助金の交付に係る事務においては、事務手続に遅延や漏れが生じることのないよう、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止を講じること。

でございます。

この指摘に関しまして、1枚おめくりいただいて、別紙、平成28年度補助事業〔水道事業施設整備事業〕の執行手続きについてにより概要を御説明いたします。

まず、1の指摘事項の事実関係としましては、水道事業施設整備事業は、老朽化した水道管の耐震化を促進するために、県が補助事業主体となって全額国庫補助で市町村へ補助するもので、県の予算措置、交付要項の策定が必要となります。

予算については、平成28年度当初予算で約1億5,000万円を確保していましたが、平成28年4月1日付で国から約2億9,000万円の内示を受け、1億4,432万円の予算不足が発生しましたが、増額補正の予算要求を行っておりませんでした。

また、通常、県の補助事業を実施する場合は、事務手続を定めた交付要項を年度当初に策定すべきところ、平成29年3月まで策定せず、市町村への交付金交付決定が遅延したということでございます。

次に、2のこのような課題が発生した背景と原因についてですが、まず(1)異なる3つの補助事業の併設が挙げられます。

水道事業の市町村への国の補助制度については、①従来の国庫補助事業は、県の書類経由はありますが、国から直接市町村へ補助されており、県の予算措置は必要ありませんでした。

また、平成28年度は、熊本地震を受けた②水道施設災害復旧事業の実施もすることとなり、国から直接市町村へ補助されており、県の予算措置は必要ありませんでした。

今回指摘を受けた③水道事業施設整備事業については、平成28年度に併設されたもので、国費を財源とし、県が補助事業として市町村へ交付するもので、県の予算措置、交付要項策定が必要となりました。

このように3つの異なる補助事業の併設があったため、担当者はもとより、上司も、予算確保や補助金の執行手続に混乱が生じる素地が存在いたしました。

また、(2)4月に発生した熊本地震の対応とその後の水道施設の災害査定等に係る膨大な事務処理に追われ、さらに(3)担当者が予算や補助制度にふなれ、組織としてのチェック体制の不備も挙げられます。

3のこの課題に対する対応措置としましては、まず(1)不足する予算の確保については、2月補正予算編成後の2月末に気づいたことから、市町村へ迷惑をかけないように、早急に関係課と協議し、内部の他の課の既存予算からの流用により予算を確保することといたしました。

また、(2)補助金交付要項については、3月21日付で策定し、3月22日に市町村へ交付決定し、補助金支払い等の手続は年度内に全て完了しております。

4の今後の再発防止策といたしましては、御指摘を受けました①組織的なチェックの徹底については、複雑な補助手続の進行管理を見える化するため、新たに補助事業進行管理表を作成し、補助事業の事務手続の各段階の起案時に添付するとともに、課内ミーティングで予算、進行管理等を再確認し、歳出整理表や事業点検表のチェックを徹底することといたしました。

さらに、補助事業や予算制度にふなれな職員もいることから、②予算・会計制度研修を充実することとし、環境生活部内において、5月に経理事務の詳細な実務研修、9月に不正経理再発防止研修を実施いたしました。

今後は、このような事務処理の遅延や漏れ

が発生しないよう、再発防止の取り組みを継続して実施し、適正な事務処理に努めてまいります。

大変申しわけございませんでした。

続きまして、環境保全課の決算について御説明いたします。

説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、全ての歳入において、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、国庫支出金の国庫補助金、水道関係補助金におきまして、予算現額に対し1億1,946万円余の増額が生じておりますが、これは、先ほど御説明申し上げた水道施設の耐震化等事業に対する補助金において、国からの内示額が予算を上回ったものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

まず、衛生費のうち、公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿による健康被害を受けた方またはその遺族に対し、救済給付を行う石綿健康被害救済給付事業と、煙突内部の断熱材などに使われていたアスベストの有無を調べる県有建築物アスベスト(レベル2)使用状況調査でございます。

不用額609万円余を生じておりますが、これは、主にアスベストレベル調査で、当初計画していた調査対象地域を、熊本地震により被害の大きかった熊本市内と上益城地域振興局管内の県有施設に優先して調査をするよう変更したため、分析検体数が少なくなったことによるものでございます。

なお、変更した対象地域につきましては、平成29年度に調査をすることとしております。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内36カ所の測定局において、

光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁の委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業でございます。

不用額692万円余が生じておりますが、これは、主に測定機器更新等の入札残でございます。

次に、環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、水道施設の耐震化を促進するために、市町村が実施する老朽化した水道管の更新等に対して補助する水道事業施設整備事業、水道広域化施設整備利子補給事業及び市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策として水質調査等を行っております上水道費でございます。

不用額132万円余につきましては、経費節減によるものでございます。

なお、2,465万円余を繰り越しておりますが、これにつきましては、別冊の決算特別委員会附属資料で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

水道事業施設整備事業でございますが、事業を実施する合志市及び山都町において、熊本地震により工事に遅延が生じ、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

なお、工事は、本年8月末までに全て完了しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課、中尾でございます。

資料の26ページをお願いします。

まず、歳入についてでございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目の自然公園施設災害復旧費負担金1,700万円余でございますが、これにつま

ましては、右の備考欄にありますように、災害査定により事業費が予算額を下回ったことによりまして、阿蘇市からの負担金が減ったことによるものでございます。

次に、27ページをお願いします。

国庫補助金8億9,500万円余の予算額と収入額との減額の内訳でございますが、3段目の自然環境整備交付金2億2,900万円余の減額、4段目の自然公園施設災害復旧費補助6億6,400万円余の減額でございますが、いずれも29年度への事業繰り越しを行ったことによるものでございます。

事業繰り越しの内訳につきましては、後ほど附属資料により御報告いたします。

次に、29ページをお願いします。

歳出でございます。

最下段の鳥獣保護費400万円余の不用額でございますが、これは入札に伴う執行残でございます。

次に、30ページをお願いします。

下段の観光費7,000万円余の不用額でございますが、これは、備考欄にありますように、国からの内示額が予算額を下回ったこと及び入札に伴う執行残、熊本地震により被災し、事業を取りやめたこと等によるものでございます。

次に、31ページをお願いします。

下段の観光施設災害復旧費2億300万円余でございます。これは、国の災害査定によりまして減額され、国からの内示額が予算額を下回ったことによるものでございます。

次に、附属資料の4ページをお願いします。

28年度繰越事業調べでございます。

1段目の国立公園における国際化・老朽化等整備事業の4,500万円余でございますが、これは、天草ビジターセンターの改修事業等でございますが、理由欄にございますように、国との協議に日数を要しまして、国からの交付決定がことし1月となり、測量委託が

年度内完了のみで、本体工事の発注ができなかったことによるものでございます。

3段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、事務費と事業費5件、合わせまして3億5,000万余でございますが、これは、阿蘇の大観峰あるいは古坊中の駐車場の復旧事業等でございます。理由欄にございますように、これも国の交付決定が年度末になりまして、年度内の事業執行が困難になったことによるものでございます。

5ページをお願いします。

1段目の自然公園施設災害復旧費、これは補助事業でございます。3件で5億7,900万余でございます。

これは、阿蘇・草千里の給水施設等におきまして、国の災害査定や交付決定が年度末になりまして、年度内の事業執行が困難になったことによるものでございます。

3段目の自然公園施設災害復旧費、これは単独事業でございます。4件で3,600万円余でございます。

これは、説明欄にございますように、矢部周辺県立自然公園で仮設を含む工法選定及びそれに係る用地交渉等に時間を要しまして、測量設計に不測の日数を要し、測量委託が年度内完了となり、いずれも年度内の事業執行が困難になったことによるものでございます。

自然保護課は以上でございます。御審議よろしくをお願いします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課の久保でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損及び収入未済はございません。

主要なものを御説明いたします。

まず、32ページ上段の使用料及び手数料についてですが、予算現額に比べて689万円余の減収となりました。

産業廃棄物処理業許可申請手数料が主な理由ですけれども、昨年の熊本地震により膨大な災害廃棄物が生じ、その収集、運搬に参入するため、県内及び県外の事業者からの新規の許可申請が相次ぎ、件数で前年度の1.5倍となりました。このため、2月補正で歳入予算を2,300万円増額補正いたしましたけれども、実績がそこまで至らなかったことによる減収でございます。

次に、中段やや下側の国庫支出金ですが、予算現額に比べて5,251万円余のマイナスとなっております。

これは、海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策を実施する海岸漂着物等地域対策推進事業費補助につきまして、国の当年度の補助金の内示減と、国の経済対策分として平成28年12月補正予算で予算化したものにつきまして、平成29年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、1ページ飛びまして34ページをお願いいたします。

上段の諸収入ですが、予算額に比べて16億229万円余のマイナスとなっておりますが、大きな原因は、最下段の災害廃棄物処理事業受託収入の見込み減によるものでございます。

熊本地震により発生した災害廃棄物の処理について、特に被災の程度が大きかった益城町を初めとする7つの市町村の事務の一部を、地方自治法の規定に基づき県が受託しております。この中で、できるだけ前倒しで処理を進める観点から、昨年度中に処理する災害廃棄物の量を余裕を持って見込んでおりましたが、実績が下回ったことが主な原因でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

雑入で185万円余の残余がございます。

災害廃棄物処理の応援のために、県から益城町、西原村、南阿蘇村へ計6名の職員を派遣しておりましたが、地方自治法及び派遣協

定に基づく派遣職員の給与等の負担金収入で、時間外勤務手当の増等によりまして、予算額に比べて176万円余収入実績が上回る事となりました。

続きまして、36ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

下段の環境整備費ですが、従来は廃棄物の適正処理や3Rの推進などに要する経費を主な内容としているものでございますが、昨年度は熊本地震に伴う廃棄物処理の経費を含んでおります。

不用額として13億4,000万円余、予算現額と支出済み額の差額として15億3,000万円余が生じておりますが、これは、入札、経費節減に伴う執行残を除けば、先ほど歳入の災害廃棄物処理事業受託収入の欄で御説明しましたとおり、受託7市町村分の災害廃棄物処理実績が下回ったことによるものでございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の6ページをお願いいたします。

上段の公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整備事業(受託)につきましては、エコアくまもとへのアクセスとなる町道整備を県で受託しておりますが、町が実施する用地交渉に不測の日数を要したため、事業費を繰り越しております。

県道からエコアくまもとの入り口までの500メートル余につきましては、昨年12月に供用開始しておりますが、残り1.2キロメートルにつきまして、8月末現在で97%まで工事が進んでおり、11月には工事完成の予定でございます。

また、海岸漂着物対策推進事業につきましては、先ほど歳入の国庫支出金のほうで御説明しましたとおり、昨年12月の2次補正予

算、経済対策に伴う予算を繰り越したものでございまして、本年度内には全て執行予定です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課長の猿渡でございます。

引き続き、資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますけれども、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますけれども、交通安全推進連盟等への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

次に、最下段の諸費でございますが、これは、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発など、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に係る広報、啓発等の経費でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、青少年育成県民会議への補助や青少年の台湾派遣、有害環境の調査やフィルタリングの普及促進等の少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成の推進に係る経費でございます。

最後に、最下段の農業総務費でございますが、食品表示制度の啓発指導や食の安全・安心確保に係る普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。

なお、不用額の177万円につきましては、各種会議や活動経費の削減等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課の西川でございます。

説明資料の40ページをお願いします。

歳入に関する調べでございます。

歳入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

主なものを御説明します。

上から2段目、地方消費者行政活性化交付金でございますが、予算現額に対して560万円の減となっております。これは当初の所要見込み額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、最下段の消費者行政活性化基金繰入金でございますが、予算現額に対しまして774万円余の減となっております。これも同様に、当初の所要見込み額を実績額が下回ったものでございます。

次に、1ページ飛びまして42ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

2段目の消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村消費者行政推進事業補助金、多重債務者などへの生活再生支援事業、熊本地震関連の消費生活相談や被災した市町村の相談窓口再開のための補助金などを主な事業としております。

1,716万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金実績額が当初申請額を下回ったため、それと県事業の入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課の真田でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

中段の地域女性活躍推進交付金でございますが、予算現額に対して900万円余の減となっております。これは、国に申請した事業計画のうち、一部の事業が不採択となったことによるものでございます。

最下段の繰越金でございますが、これは、経済対策事業として平成27年度の2月補正予算で計上した地域女性活躍推進交付金の一般財源分を、平成28年度に繰り越したものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

最下段の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍加速化事業を含めた男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

不用額の1,538万円余は、地域女性活躍加速化事業補助金への市町村からの申請が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

45ページをお願いします。

災害復旧費でございますが、これは平成28年熊本地震により被災したくまもと県民交流館の施設や整備などの復旧に係る費用でございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課の園田でございます。

説明資料46ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から3段目の諸費につきまして、658万円余の不用額が生じております。これは入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料7ページをお願いいたします。

いずれも、市町村が設置、運営いたします隣保館に係るものでございます。

上段が菊陽町の隣保館の耐震化整備で、2,137万4,000円の繰り越しでございます。

繰り越しの理由ですが、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めなかったことによるものです。既に、工事は8月31日に竣工いたしまして、竣工検査も終わり、菊陽町からの請求書の提出を待っている状況でございます。

下段は甲佐町の隣保館の災害復旧事業で、393万7,000円の繰り越しでございます。

繰り越しの理由ですが、甲佐町において、事業着手に不測の日数を要し、年度内事業完了が見込めなかったことによるものです。11月末日が竣工予定でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 32ページの最下段の海岸漂着物に対して、事業繰り越しのため、何で事業繰り越しをしたの。できなかった理由は何ですか。

○久保循環社会推進課長 事業繰り越しをしましたのは、昨年の経済対策による予算でございます。12月に予算計上、補正予算として上げさせていただいたものでございます。

この予算につきましては、当初から国のほうで、29年度分、今年度分として執行するようという条件がございましたので、29年度で執行しているという状況でございます。

○村上寅美委員 それじゃ、8,400万組んどのでしょう、最初。だから、僕が聞きたいのは、有明海あたりは漂流物が沈んでしまったり、菊池川とかいりんなところ、河川から、白川とかね。だから、網に引っかって非常に漁師は困るとるわけよ、網を破ってしまっ。そういう状況が現状にあるものだから、むしろ繰り越すじゃなくて、大いに予算は消化してもらいたいなという気持ちで僕は今発言しているわけです。もうちょっと詳しくそこを。

○久保循環社会推進課長 繰り越した分は、29年度の分として経済対策で補正でついたのでございますが、28年度の予算の分は前にあるんです、27年度分として。

○村上寅美委員 幾ら。

○久保循環社会推進課長 実際の予算としては、計で3,200万円分の予算が28年度分の事業としてついております。それは執行させていただいておりますし、昨年場合は、特に熊本地震がございまして、地震により緩んだ立木等がかなり有明海にも漂流したという形になっておりますので、別途それにつきましては、水産振興課のほうで1億2,500万円ほどの予算をとって……

○村上寅美委員 別途でつけてね。

○久保循環社会推進課長 はい。それで収集とか、それとか白川の海岸にいわゆるフェンスを設けまして、河川から海への流出を防ぐような、そういう実証実験的な措置も行っておるところでございます。

○村上寅美委員 わかりました。

関連だけど、例えば有明海の場合は、4県にまたがるとるわけよ。だから、この辺は

事務レベルで——熊本県だけやっても、むしろこれは発祥は小国かもしれんけど、やっぱり菊池川とか唐人川とか、それから柳川の向こうのほうも、有明海に入ったなら4県でまたがとるもんだから、熊本県だけやったってあれだから、4県に対する事務的な連絡とか、同時に着工とか、その辺のところの状況はどうなんですか。わかるだけでいいから。

○久保循環社会推進課長 特に、発災した県が中心になって当然行っておりますけれども、この前の九州北部豪雨におきましては、福岡、佐賀、長崎——有明海は、大体時計の逆回りで海流が動いておるそうでございます。そちらのほうで主に収集、回収していくという措置をやっております。

熊本地震のときにおきまして、福岡、佐賀のほうには、そういった形での連絡あたりも差し上げながら、収集を進めていったという状況でございます。

○村上寅美委員 わかったごつしてわからんばってん、まあよかたい。

○前川収委員 36ページの循環社会推進課の中の環境整備費で、昨年から、市町村の受託事業として、震災の災害廃棄物を県のほうで処理なさっていらっしゃるということで、テクノ団地等々に大規模な処理施設をつくっていただいて——分別の施設なんですけれども、つくっていただいて、頑張ってください。

災害処理の中で、市町村が頑張らなきゃならない被災した住宅の施設の解体から、それを運搬して、そして仕分けをして、そして最小限度に廃棄物を減らしてリサイクルに回していくというような事業をこの事業でやっていただいたというふうに思っていますけれども、県が受託を受けてやっている関係で、財源内訳がなかなか見えにくいんですね、私に

は。申しわけないですけども。

しかも、今回の災害に関しては、もう事業のメニューがどれだけあるかわからぬぐらいにたくさんあって、それぞれ補助率等々の違いもあるというふうに思っておりますが、今回は、ちょっと市町村負担の分を視点にして質問をしたいというふうに思っていますけれども、一番下の例えば災害廃棄物処理事業（受託）分、48億4,000万余ということでありまして、不用の額の——不用の内容かどうかちょっとわかりませんが、この事業の内訳を——使ったのは、もちろん県が受託でやっているわけですが、原資となる分が国からどの程度来て、市町村にはどのような形で負担をいただいているのか、また、市町村負担については、多分交付税措置がとられているというふうに思っていますので、その内容について、まず第1点お尋ねしたいと思います。

○久保循環社会推進課長 災害廃棄物処理に伴います国の財政支援等についてお答えいたします。

処理費につきましては、まず、国庫補助金として50%処理されます。残りの50%につきましては、地方財政措置として95%の普通交付税付きの災害対策債が充当されます。これで合計で97.5%まで国費で充当されていくという格好になりますが、さらに、非常に被災の規模が大きくて、なおかつ、財政的に弱いと、そういった市町村につきましては、その度合いに応じまして国庫補助で県が基金を組みまして、そこからさらにその残りの2.5%についても補助をしていくという制度になっております。ですから、最大で99.7%まで支援の措置が出ていくというような形の支援措置になっております。

○前川収委員 ということは、少なくとも公費解体については、ほとんど100%災害救助

法の適用でやっているのかなと私思っていますけれども……

○久保循環社会推進課長 いや……

○前川収委員 それはまた別ですか。

○久保循環社会推進課長 同じく、今申し上げました災害廃棄物処理費という国庫補助でございます。

○前川収委員 わかりました。ありがとうございます。

ということは、市町村にとっては、少しずつではあっても、これで安心というわけじゃないでしょうけれども、今回のやっぱり災害処理の中で、補助率で、まあざくつと云えばですね、補助率じゃないんですけれども、実質上の市町村負担というものが0.3%ということになっているということですね。

○久保循環社会推進課長 最大で0.3%。

○前川収委員 ぜひそういう数字を、私たちよくわからないものですから、複雑過ぎて。ただ、相当な補助率はあるということは伺っておりますけれども、そういう0.3%で市町村の補助は済んでいるんだと。もちろん、財政的に豊かなところはまた別だと思いますけれども、厳しいところについては0.3%で済んでいるというようなことについて、しっかりまた教えていただきたいなというふうに思っています。

ちりも積もればということはあると思えますけれども、市町村に対する将来の不安というものが、やっぱり少しずつでもこういう事業の中で解消していただければと思っていますし、また、もう一つは、非常にスムーズに——発災当初、瓦れきの山がこづまれたその当時は、中間的な収集場においては、非常に

トラック、軽トラの長蛇の列ができて、いろんな不安があったと思います。しかし、一定その先になったら、かなりスムーズにこの瓦れきの処理が進んでいったとは思っています。それにはやっぱり県が、市町村から受託を受けて、大規模な仕分けができる処理場をつくっていただいて、その中でどんどん仕分けをして、最終的に廃棄物、要するに捨てなきゃならない、埋設処分にならざるを得ない部分を、かなり減量なさってやっていらっしゃるというふうに伺っております。

そこで、最終的に、まあパーセントではわからないかもしれませんが、リサイクルできなくて最終処分場まで持っていかなざるを得なかった部分というのは、ざくつと総体量の何%ぐらいになっていますかね。

○久保循環社会推進課長 ことしの6月に、災害廃棄物処理実行計画というのを、熊本地震に伴うものですが、見直しました。この時点で、廃棄物の総量は289万トンと見込んでおります。

その289万トンのうち、リサイクルにつきましては、当初から7割以上という形で目標を掲げておりまして、ことしの8月末現在で73%という形になっておるところでございます。残りの部分につきましては、やむなく、いわゆる最終処分場あたりに埋め立てなり、そういった形になってきております。

できるだけ、各市町村、各事業者の協力を得ながら、このリサイクル率を高めていくという方向で頑張っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 どうぞそれを高めていただきますように。

なかなか、今最終処分場をつくらうと思っても、簡単にいかない。熊本のエコアだってそうですね。多額の費用をつかって、あれが

丸々入れば、多分虎の子の処分場が一瞬にして埋まってしまうということにもなりかねないわけでありますから、ほかの方法は、民間施設をどう活用するか、それともやっぱりリサイクル率を高めていくかということだと思いますので、しっかり頑張ってください。よろしくをお願いします。

それともう1つだけ、済みません。これは、男女参画・協働推進課の中で、女性の活躍、社会福祉総務費ですね。

女性の活躍のための予算が、不用がかなり出たということでもあります。これは、一億総活躍とか、そういった今人口減少社会の中で、どれだけやっぱり女性がそれぞれの分野で活躍いただけるかというのは、この国の未来にとっては非常に大事な部分だというふうに思っていますが、残念ながら、当初計画よりも市町村からのお願いが下回っているということでもあります。地震の影響もあるのかなというふうには思っていますが、その主な原因についてどう分析されているのか、お答えいただければと思います。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この交付金の市町村の申請が少なかったといえますのは、市町村分として見込んでおりましたけれども、市町村の女性活躍に係る計画が間に合わず、最終的には熊本市のほうで実施されました。

その理由としましては、昨年度におきましては、熊本地震等により手が回らなかったということと、あと市町村負担分があるということが理由ということで考えられます。

交付金の事業につきましては、あと数年続くようでございますので、市町村にも有効に活用していただくように働きかけをしているところでございます。

○前川収委員 ぜひ頑張ってください。

基礎自治体のほうでしっかりやってもらわないと、やっぱり女性がどう活躍できる環境なのかということを行行政側として少し引っ張っていかないと、なかなかうまく進んでいかないんじゃないかなと思います。

昨年は地震があつて、本当にそういうソフト的な事業に手が回らなかったんだろうというのは想像しておりますが、この後、ぜひ、こういった事業費もあるわけでありますから、市町村に積極的に御活用いただきますように、今後頑張ってください。

以上です。ありがとうございました。

○真田男女参画・協働推進課長 ありがとうございます。

○増永慎一郎委員 ちょっと前川委員が言われたのに、2件ともちょっと聞こうと思っていたので、関連するのでもいいですかね。

まず、34ページの最下段、前川委員が聞かれたように、国の補助率とかの問題はいいんですけれども、これは、まず14億5,000万余、お金が、何というか、見込みが下回ったということでもありますけれども、これは解体が進まなかったのか、それとも、解体はきちんと進んだんだけど、もともと見込みが下回ったのかが1つ。

それから、もし解体が間に合わなかったのであれば、今年度はこのお金というのは上乘せをして予算化されているのか、それについてまず聞きたいと思います。

○久保循環社会推進課長 14億、その見込み減で、解体自体がおくれたのかどうかという話ですかね。

解体そのものは、市町村が立てた計画に伴って、3月末まで順調に進んでおります。現時点におきまして、9月末で86%余の進捗になっておりまして、公費解体そのものの進捗には何ら影響はなかったんですが、ここで

減額が生じたのは、そもそも7市町村から全ての災害廃棄物を受け入れるという想定で量を見込み、予算を立てました。ところが、その後の市町村との協議により、一部はもう自分たちで、市町村自身で処理ができるという話になりましたものですから、その分量的に減って、減額が生じてきたという流れでございます。

○増永慎一郎委員 なら、今年度には、そのお金というのは、増額とかは考えられてないんですかね。

○久保循環社会推進課長 はい。今年度で94億予算化しておりますけれども、その分については、特に今のところ、まあ少し減額はまた出てくると思いますけれども、執行そのものは2年内できちんと終わっていくというふうに見込んでおります。

○増永慎一郎委員 もう1つ、43ページ、男女参画・協働推進課ですけれども、2段目の901万1,000円の、何とか、余りですけれども、これは何か国への事業採択申請が不採択となったためというふうにあります。

結構、予算現額の大体半分ぐらいの事業が不採択になったということで、件数と、どんな事業だったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この国の公募に対しまして、県としまして8本の小事業の実施計画を提出いたしました。うち3本が採択されませんでした。

国からのその通知書に理由は記載されておりましたけれども、採択されなかった事業は、企業の経営者や学生などを対象としたセミナーなどでございました。逆に、実施しておりますのが、女性経営参画塾あるいはは

女性の起業総合支援事業、働きやすい職場環境促進事業などを県として実施しております。

○増永慎一郎委員 先ほどこれも前川委員が言われましたけれども、お金がせつかくついているので、そういった部分が、何とか、返さなければいけないという形になると、使えなかったということになると、非常にマイナスになると思うんですけども、これは一遍事業を申請されるときに、課の中ではこれは通ると思って出されたんだというふうに思いますけれども、その辺の、何とか、計画とかはどうだったんでしょう。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この事業は、27年、28年度は、補正予算で国のほうもついておりまして、年度末になりましたけれども、一旦事業計画を実施しまして、その後、採択の通知が来て申請するという形でございますけれども、対象事業というのが要項の中で決まっておりますので、そういったものに合うように計画を出しておりましたが、残念ながら、幾つかは採択されなかったということでございます。

○増永慎一郎委員 まあ、大体わかりますけれども、何か普通いっぱい応募者が多過ぎてお金が足りなかったという事例はよく聞くんですけれども、例えば8本申し込みして、そのうちの3本が不採択になって、お金を返さなきゃいけないという形というのは、何かほかのところでは、例えば農業の予算とかそういった部分の補助金なんかでは、そういうことはちょっと考えられないので、その辺はやっぱりきちんと精査をされて、きちんとそのお金が使い切れるように、私は何かその辺の工夫をやったりしなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、その

辺はちょっと努力されるように要望をしておきます。

もう1つだけいいですか。済みません。

この附属資料の繰越事業調を見ていますと、結構、進捗率が0%とか多いと思います。特に、自然保護課等は、これは私の選挙区の矢部の県立公園なんかもあるんですけども、これは多分業者さんとかもなかなか見つからないとも思うんですよね。

それで、今年度内、29年度内で終わるのかどうなのか、大体見込みがわかればちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今委員御指摘の分につきましては、1回目発注しましたら、不落で2件ほど落ちております。また、今月中に、再度内容の見直しをしまして、入札にかける予定でございます。

いずれにつきましても、今不落になっている分につきましては、あずまや——休憩所でございます。につきましては、また10月に発注しまして、年度内に終わるということで予定をしております。

○増永慎一郎委員 皆さん方が努力されているのはよくわかりますけれども、多分業者さん等も、農災とかも全然進んでいませんし、建築の業者さんとかも、特に上益城はなかなか難しいですし、町からの事業等もなかなか進んでいませんので、やはり気合いを入れて業者さんあたりにはお願いをしないと、なかなか、これは全体的な話なんですけれども、うまくいかないというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員 監査結果の指摘事項について、詳しい資料が環境保全課のほうから添付

されていますけれども、もう少しちょっとお聞きしたいんですが、当初予算は1億5,000万と。国のほうからは2億9,000万円の内示がありましたと。この分について、交付要項を策定しなかったということで、市町村への交付決定が遅延したと。

これは、1億5,000万円については、通常どおりの交付要項等を策定して市町村への交付決定が速やかにできたのか、それとも丸々2億9,000万全部ができなかったのか、要するに、最初の1億5,000万についてはできて、残りの不足分の1億4,400万についてができなかったのか、そこをちょっとお聞かせいただければなと思うんですが。

○山口環境保全課長 今の御質問の内容でございますが、県が事業主体となる補助金の交付につきましては、交付要項がなければできないということでございます。

補助金の交付につきましては、冒頭でも御説明いたしましたけれども、3月に交付要項を策定し、それで予算も確保し、補助金交付決定、補助金の支払いまで、年度内に全て完了することができたところでございます。

ですから、国から内示を受けました2億9,000万円のうち、歳出のところで御説明しました、合志、それから山都町の2,400万の繰り越しを除きまして、全て交付することが完了しております。

○内野幸喜委員 じゃあ、要するに各市町村としても、平成28年度じゃなくて、もともと平成29年度の予算を見込んでいたということで、市町村には、おくれたけれども、そこまでは支障は生じなかったという認識でいいんですかね。

○山口環境保全課長 市町村に対しましては、国からの年度当初の内示がありました時点で内示の情報を伝えておまして、市町の

ほうでは、それに基づきまして事業の着手にかかられたところでございます。

市町村に対しましては、交付決定が3月になったということで、それ以降の事務に短時間に複雑な補助金手続を行ってもらったということで、事務的には大変迷惑をかけたということでございますが、補助金については全て完了することができたところでございます。

○田代国広委員 関連で、ちょっとこういった予算、決算の処理は、前代未聞というか、絶対あってはならないことだというように思うんですね。逆のケースはよくあるケースですけれども、県が申請した額よりも国からの内示が多いなんていうケースは、ほとんど今まで私の経験では知りません。逆ならよくあるんですね。

なぜこうなったのか、今ここにいろいろ書いてありますが、私の感覚からすると、そのいわゆる積算ですね。積算の根拠、1億5,000万の積算と、なぜ2億9,000万になったかというのは、やっぱりもともと積算、事業、これは事業ですから、積算の仕方と申しますか、やり方と申しますか、それに対する認識の違いと申しますか、そういったものがあつたような気がいたしますし、そしてまた、予算が足りないわけですから、他の課から、部内で予算流用して対応していますよね、1億何千万か。3月の末になって、やっと各市町村に内示が決定し行かれたわけですが、この予算流用も、部内だけならばいいんですかね、これは。予算流用して。他の部からは、まず予算流用はできないわけでしょう、基本的には。予算流用についてはどう考えておられますか。

○山口環境保全課長 まず、予算不足の原因のところについてでございます。

当初、従来からの国の補助事業に対する計

画と、それから申請された水道事業施設整備事業の2本立てで国のほうに要望額を上げておりましたけれども、従来からの国庫補助に対する全国の事業体の要望額を国のほうで集計したところ、国の予算を大きく上回ったということで、予算査定後の平成28年3月に、国から、従来の補助事業から新設された事業のほうに移行要請がございまして、6市町7カ所の事業を市町村と協議して移行したところでございます。その結果、最終的な補助金が予算を上回るということになったところでございます。

もう一点の予算の流用のところでございますが、御説明しましたけれども、予算不足に気がついたのが2月末で、2月補正の予算後であったということで、早急に関係各課と協議して、同一目内——環境整備になりますけれども、に財源があつたことから、市町村における補助金事業に極力支障が出ないよう、迅速に対応する必要があるということで判断いたしまして、予算流用ということにしたところでございます。

結果として、補正予算を提案できなかったことは、非常に反省しているところでございます。

○田代国広委員 最終的に、予算流用を適用して、各市町村には最低限の迷惑はかけなかったというようなことで落ち着いたわけですね。

○山口環境保全課長 はい。

○田代国広委員 ただ、余りにも金額が違い過ぎるんですよ。これはもう正直言って、やっぱりその対応をされる課、部署のある意味では、失礼かもしれないけれども、怠慢と言われても仕方ない結果だというふうに私は思います。

したがって、これはどの部署にも言えるこ

とですけれども、こういった結果が出ないように、しっかりとやっぱり今後対応していただきますように要望しておきます。

○藤本環境局長 ちょっと済みません、少し整理してもう一回御説明したいと思っておりますけれども、このたびこのような事態が発生しましたこと、本当に申しわけなく思っております。反省して、しっかりこれから対応したいと思っております。

内野委員と田代委員の御質問に対してですけれども、もともと市町村から大量の要望があって、なので、それをもとに要望したところ、この説明資料にありますけれども、平成28年度補助事業執行手続の、この2の背景と原因に①②③の事業がありますけれども、市町村から大量に要望をいただいて、①の事業で国には県としては出しました。ところが、余り予算が国からもらえなかったと、そこで、国のほうからは、③があるよと、③のほうでもっと要望したらと言われて、市町村はもともと要望していますから、それを持っていったということで、ほぼ丸々県の要望額が①と③でついたということでございます。

その後、内示増があったんですけれども、事実上、内示情報はもう市町村に伝えてありますので、市町村は着々ともう事業を進めておったと。ところが、内部手続である要項と予算化が進んでなかったの、それが大変おくらせてしまったと。結果的には、もう2月末になってしまったので、先ほど流用という話もありましたけれども、流用は通常1つの部局内で——目の縛りがありますので、部局内でやると。幸い、そういう予算が残っていたということと、あとやっぱり市町村に補助金を支払えないという事態になったら一番まずいので、できるだけ早く進めないといけないと、そういうこともあって流用というのを選択して、交付要項を至急つくって出したということでございます。

本当に、これはまことに申しわけない事務処理でございますので、冒頭申し上げましたように、こういうことが今後一切起きませんように、継続して研修も実施して取り組みを進めてまいりたいと思っております。

申しわけございませんでした。

○田代国広委員 今内示の話が出ましたが、内示はいつあったんですか。

○藤本環境局長 この資料でいいますと、この③の事業については、一番上の1の指摘事項に書いてありますとおり、四角囲みの予算のところにありますように、4月1日に内示でございました。

○田代国広委員 じゃあ、十分補正予算を組む時間はあったわけじゃないですか。本当に、やっぱり流用なんかなくてよかったわけでしょう。堂々と立派な決算書ができるわけですから、こういったのを書くことなく。本当に、しっかりと今後ないようにお願いしておきます。

○坂田孝志委員長 今後、このようなことが二度とないように、再発防止策をしっかりと実施してやっていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○磯田毅委員 循環社会推進課ですけれども、被害の大きかったところの市町村負担分が0.3%で済んだと、非常にこれは本当に助かるという感じを受けるんですけれども、被害が大きかった分、通常の処理と比べてどうなのかというのを参考にお聞きしたいと思いますけれども、例えば益城町だったら、通常は、この費用、予算に比べて0.3%負担分って、少なかったのか、多かったのかですね。

○久保循環社会推進課長 通常であります

と、いわゆる2分の1の国庫補助に通常の起債を充てますので、大体2割弱ぐらいの負担が出てまいるんですが、今回の場合は、益城町であれば200数十億の処理をしなきゃいけない。それを、その割合で負担するとなれば、とてもではございませんので、これを0.3%まで圧縮できたというのは、かなり大きな町としては財政効果ではないかなというふうに思っているところです。

○磯田毅委員 被害がなかったときは、通常予算規模に比べてどうなのかということ。

（発言する者あり）

○久保循環社会推進課長 済みません、先ほどちょっと8割と申しましたけれども、通常災害でしたら、9割の国庫補助と地方財政措置になります。それが99.7まで行って、最大そこまで行くという話でございますので、それぞれの市町村で被害額が違いますけれども、まあ億単位の、何十億という単位の恩恵がそこで生じているんじゃないかと思えますけれども、そういう答えで……。

○磯田毅委員 それでいいです。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○村上寅美委員 最初、僕は、各県で発生したところが責任持ってやりますという答弁をもらったな、最初の質問で。当然、熊本県で。だから、例えば菊池川なら菊池川から出た場合、小国から出て菊池川に出て、これが有明海なんかに来た場合、4県にまたがって入った場合でも、熊本県で発生したんだということで、熊本県がよその県に分までやるのか、お願いして、そこは向こうに行っただけの場合は、そこまで熊本が踏み込んでいくのか。例えば、佐賀、長崎が協力してくれる、各県が協力するようになっているのか、それをちょっと聞きたいと思います。

○久保循環社会推進課長 わかりました。先ほどの御質問の内容が、ちょっと今ようやくわかりました。

各県が、それぞれ自分の、いわゆる漁業者とか、海岸管理に支障となる分を自分で除去していくという流れになっております。ですから、この前の九州北部豪雨の場合も、熊本地震の場合も、熊本県として支障になっている分につきまして、予算等を調べて回収をしたという形になっております。

○村上寅美委員 だから、俺が聞いているのは、熊本県でそういうのが発生したけど、4県に流れとるわけたい、またがって、有明海の場合はね。だから、よそまで熊本県が踏み込んで、御迷惑かけましたといっただけなのか、それとも、向こうに行ったら向こうの県がやってくれるのか。簡単なこったい、あんた。その辺はどうなっているのかというのを聞いているわけだから。発生は熊本県だから。

○久保循環社会推進課長 発生源はそうですが、漂着したところで処理するという形で進めております。

○坂田孝志委員長 各県ごとにやるんですね。

○久保循環社会推進課長 踏み込んでいって、その分まで熊本県が、迷惑かけたからという形で、いわゆる回収までするということは行っておりません。

○村上寅美委員 ようやくわかった、俺も、君が言うことが。

○久保循環社会推進課長 失礼しました。

○森浩二委員 ちょっと関連して、今の海岸

漂着物、いいですか。

これは前回も聞いたと思うけど、これは災害廃棄物のは費用に入っているんですかね。違うでしょう、これは。

○久保循環社会推進課長 環境省のこの海岸漂着物の補助金というのは、通常の漂着物除去のための費用でございます。

簡単に言いますと、外国から流れてくるものとか国内から流れてくるもの、そういったもの、通常の漂流ごみを処理するためのものなんですが、おっしゃるとおり、災害用のものではございません。ですから、年間で大体30億ほどの国の予算がございしますが、その分については当初で配分されてしまいます、年度当初で。ですから、災害が起こってごみの処理が必要になりました場合は、国交省とか、いわゆる農水省が持っている災害用の災害関連事業の補助金があるんですね。それで通常対応してもらおうんですけども、海上に浮かんでいるものとか海底のごみが、その災害用の補助金では対象になってないんですよ。それだから、環境省が対象にしている関係で、この補助金を取りたいというような声が各県から上がってくるという状況になっています。

昨年度は、経済対策もございましたけれども、何とか熊本地震という未曾有の災害も踏まえて、先ほど水産振興課のほうで1億2,500万円ほど予算を余分につけていただいたということを申し上げましたが、そのような対応というのは非常に例外的な対応でございまして、本来は、おっしゃるとおり、もう少し踏み込んだ根本的な災害用の対策というもの、国のほうで考えていただくべきなのかなというふうに思っているところでございます。

○森浩二委員 この対策事業は、28年度に事業をしたんですか。もちろん、これはプラス

チックとかそういう海岸に、その事業でしょう。

○久保循環社会推進課長 はい。

○森浩二委員 その事業をしたのかどうか。

○久保循環社会推進課長 3,200万円の執行済みの額につきましては、通常の対策でございます。流木対策としてやったのが、先ほど来申し上げております水産振興課、漁場対策としてやった1億2,500万というので、環境生活部の予算には計上されておられませんけれども、農林水産部の予算としてそこは執行しているという状況になっております。

○森浩二委員 いやいや、この予算ですよ。3,000万、どういうことに使ったのか。

○久保循環社会推進課長 その予算は、通常のごみを回収する対策または啓発する対策として、沿岸市町村なり、県の海岸管理者のほうで執行している予算でございます。

○森浩二委員 要するに、各海岸を持っている市町村に分配したということですか。

前回あったとき、阿蘇のときかな、みんな漁業者が出て拾ったんですよ。今回そういうのがなかったもので、漂着物をこの予算で、今回はしたのかなと思ってですね、そういうのを。それは市町村がするようになるんですか。

○久保循環社会推進課長 ことしも、たしか海づくりデーとかああったときに、漁業者の皆さんと市町村とで共同するような形で、この事業で執行していると思います。通常、そういった形で対処をやっていきます。

○森浩二委員 何でこが聞かかというのと、

要するに、今あんまりアサリなんかとれなくて、漁民が出て日当をもらえればうれしいんですよ、このごみ拾うのがですね。だから、ことしやったのかなと思ってですね。はい、もういいです。

○藤川隆夫委員 フロン関係の話が出ておりましたので、ちょっと聞かせていただきますけれども、フロンの回収処理というのがもう大分前から進められていると思いますけれども、熊本県における現在のその進捗率というのは、一体どの程度になっているのかというのを教えてもらえますか。

○久保循環社会推進課長 フロンガスですか。

○藤川隆夫委員 そうそう。

○久保循環社会推進課長 フロンガスにつきましては、いわゆる温暖化効果があって、オゾン層破壊につながるということで、できるだけ代替フロンを使っていこうという形で、交換するような形での施策を進めております。

ただ、どのくらいの率かというところまで、申しわけございません、本日はちょっと資料を持ってきてないんですけれども。

○藤川隆夫委員 この件は後で教えてもらえればいいんですけれども、先ほどおっしゃったとおり、地球温暖化のために、県、結構10年前ぐらいから恐らく回収を始めていると思うんですけれども、だけど、なかなかこれは進んでないというような話をちょっと聞くもので、実際、自治体として、一体どれだけ行っているのかなと、どれだけ進んでいるのかなというのをちょっと知りたかったので聞かせてもらったんですけれども、後でそれは教えてもらえればいいです。

○久保循環社会推進課長 わかりました。

○氷室雄一郎委員 時間がありませんので、一言だけ。

水俣病審査課でございますけれども、不用額が出ているということは、まあ知事も議会答弁で、非常にスピードを上げて審査をやっていくという、この16ページですけれども、これはなかなか、まあ知事が述べられているように、ちょっとなかなか難しいんですか。当初はこういう計画でやっていきますということだったと思うんですけれども、どうなんですか。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

予算のほうは、毎年、ちょっとどのぐらい診察をしていただくかとか、必要な旅費とか、そういうものをちゃんとした基準のもとに算定しておりますが、ちょっと大目のほうに、足らなくなるとちょっと支障があるもので、この予算につきましては、ある程度、まあ確実に1年間に耐え得るような予算確保をさせていただいております。

中身の肝心な審査につきましては、知事のほうに、任期中に1,200件の審査を終えるという目標を立てておりますので、これをきちんとやれるように、予算は不用額として残る場合もございますが、審査につきましては、今のところ的確に進めているという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この数字は、あんまり考えなくてもよろしいということですか。

○三輪水俣病審査課長 一応、きちんとした根拠のもとに算定しておりますが、たまたまちょっとこのように毎年不用額が生じてい

るといような状況でございます。

○田代国広委員 水俣病関係ですけれども、毎年、膨大といたしますか、かなりの予算が組まれておるわけですが、愚問かと思いたすけれども、この終わる見通しといたしますか、見込みと申しますか、それは大体わかりますか。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

私どもも、少しでも早く全面解決に至るようにと取り組んでおりますが、相手様もおられまして、いろいろ裁判も今現在7件継続しておりますして、原告の方も全部で1,500名ぐらいの方がおいででございますので、県としては、きちんと主張、立証は裁判の場で尽くしていきたいと思っておりますが、なかなか、いつごろにこの裁判が完結するかということ、今現在ちょっとなかなかお答えしにくい状況でございます。引き続き、精いっぱい解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○田代国広委員 裁判が終われば、この問題の終結といたしますか、そういった見通しが立つというふうに理解していいわけですか。

○三輪水俣病審査課長 先ほども申しましたとおり、認定申請をされている方が9月末現在で1,020名ぐらいおられまして、裁判とあわせまして、その水俣病の認定を申請されている方の、まあどうするか、棄却するのか、認定するのかという作業とあわせて、両方が完結すれば、一応は解決にかなり近づくのではないかというふうに思っております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

私のほうから、1つ申し上げます。各部局にかかわることでございますので、お尋ねし

ます。人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねいたします。

まず、昨年度の決算特別委員会におきまして、限られた人員で、通常業務に加えて、熊本地震からの復旧・復興業務を行うことが課題となっておりますして、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理についても、改めて検討するよう求めてあります。

また、今年度の監査委員の審査意見書におきましても、増大する震災関連業務への的確な対応に向けてということで、1つに、任期つき職員の採用等によるマンパワーの確保、2つ目といたしまして、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたいとの意見がございます。

そこでまず、1点目でございますが、業務量と人員体制について、その課題と対応状況をお尋ねいたします。

次に、時間外勤務について、審査意見書では、全体として発災以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、時間外勤務の状況はどうか、過労死ラインを超えるなど課題があれば、その対応も含めてお尋ねいたします。

加えて、審査意見書には、健康管理サポートセンターの活用等により、職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、休職者等の状況と組織としての支援の状況はどうか。

以上3点について、お尋ねいたします。

○田村環境政策課長 全課にまたがりまして、私のほうで代表してお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問でございますが、業務量と人員体制についての課題とその対応状況ということでございます。

現在、先ほどから議論になっておりますけれども、今年度といたしましても、災害廃棄物対策ですとかあるいは災害復旧事業につき

ましては、引き続き行う必要があります。これにつきましては、昨年に比べますと、かなり状況的に落ち着いてきております。ただ、一方で、今御質問がありましたように、水俣病関連の事業ですとかあるいは環境規制の事業など、これは不断に行わなければならない事業等もあります。

そのために、今年度におきましては、任期つき職員の任用ですとか、あるいは民間に委託できるものについては可能な限り委託するなど、人員の確保にまず努めております。

あわせて、全ての既存事業を見直しまして、不要不急な事業の先送りですとかあるいは調査事業での縮小などを行うとともに、会議の簡素化あるいは合理化など、業務手法の改善にも、全部局挙げて取り組んでいるところでございます。

続きまして、2点目といたしまして、時間外勤務の状況でございます。

御指摘のとおり、震災直後におきましては、災害対応とか被災地支援などで時間外が多かったのは事実でございます。平成28年度におきましては、月80時間超の職員が延べ39人、実人員で26人ほど存在しております。

しかし、29年度におきましては、先ほど申しましたように、業務もある程度落ち着きを取り戻してきておりますので、震災前の平成27年とほぼ同水準の時間外の水準になっております。9月末時点で、80時間超は、今年度は1名というような状況になっております。

これは、人事課が指導しております月45時間、年間360時間とならないように、部の会議等でも徹底しておりますし、各課におきましても、例会等で職員を小まめに指導して、目配りを行っているところでございます。これは、今後もしっかりと労務管理を行っていくよう、各管理者にも徹底しているところでございます。

最後に、健康サポートセンターの活用等の職員の心身の状況についてでございますけれ

ども、当部におきましては、過労あるいは震災を契機にしました心身の健康を損ねた職員についてはおりませんでした。しかし、総務事務センターが実施しておりますストレスチェックがございますが、この中でやっぱりストレスを感じている職員がいるというのも事実であります。

1人の職員に業務が集中しないように、今後も目配りを行って、必要があれば担当業務を見直すなどの労務管理を行ってまいりますとともに、健康サポートセンターとも連携しながら、しっかりと職員の健康管理については取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 今もありましたように、1つのところに過度に集中しますと、何らかの支障を来すことも出てくると思いますので、職員の業務状況を把握されながら、健康管理には十分配慮していただきたいと、このように思っております。また、人員確保に努めていただきたいと思います。

また、そういうことがこの繰越事業を抑えることにもつながると思いますし、それがひいては熊本地震の復旧、復興のさらに加速することにもつながることであろうと思っておりますので、十分そこら付近は配慮されて取り組んでいただきたいと思います。

ほかにございませんか。よろございますか。——なければ、これで環境生活部の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩します。

ありがとうございました。

午前11時36分休憩

午後0時43分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより商工観光労働部の審査

を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、商工観光労働部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、奥蔭商工観光労働部長。

○奥蔭商工観光労働部長 商工観光労働部、奥蔭でございます。よろしくお願いいたします。

平成28年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係の2件の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、委員長報告第4の5にありますとおり、「中小企業振興資金の未収金について、貸付金の回収に当たっては、県民負担の公平化の観点とともに、回収額と回収に要するコストとの費用対効果の観点もあわせて考慮すべきと考える。限られた人員体制で、今後どうすべきか、未収金への対応について、改めて検討すること。」との御指摘をいただいております。

未収金につきましては、熊本県未収金対策連絡会議で策定されました未収金対策強化に向けた取り組みに基づき、熊本県中小企業高度化資金等に関する債権管理マニュアルを定めて、債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、適正な回収に努めてきたところでございます。

昨年度の御指摘を踏まえまして、債務者について、経営状況や償還能力等の観点から、A正常先、B要管理先、C延滞先、D回収困難先、E回収不能先の5つのランクに区分し、その状況に応じた未収金対策を講ずると

ともに、回収困難先の中で、任意交渉及び強制執行のいずれかの手段によっても回収不能であると判断した貸付先3件について、今後不納欠損することも見据えまして、徴収停止の手続を行ったところであります。

今後も、債務者の状況に応じた効果的な債権の取り立てに努めるとともに、回収困難先については、徴収停止などの措置を講じながら、人員体制等コストを踏まえた未収金対策を進めてまいります。

次に、委員長報告第4の6にありますとおり、「採石について、産業振興という面がある一方で、環境問題もある。採石法に基づいて指導等を行っていると思うが、住民のニーズと合わない状況も出てきていることから、住民ニーズに応じて法律を補うルールづくりを行うなど、住民の立場に立って取り組むこと。」との御指摘をいただいております。

採石を行うに当たりましては、採石法の認可基準を満たすのは当然のことでございますけれども、県としては、景観や環境にできるだけ配慮し、地域住民の理解を得ながら進めることが大事であると考えております。

問題となっております御所浦採石場については、県と天草市が御所浦まちづくり協議会と事業者の間に立ち、防災対策や環境影響に対するモニタリング、さらには景観復元に向けた取り組みなど、終掘に向けました合意形成を図るべく、現在意見交換を行っているところです。

一方で、採石による骨材の供給は、公共事業を初めとして社会基盤の整備を支えてきているものであり、特に震災からの復旧、復興には必要不可欠なものであります。地域の理解を得ながら、今後とも安定的な供給体制を堅持することが重要であると考えております。

そのため、今年度人員をふやして体制を強化し、採石事業の安全性だけではなく、汚濁水対策や緑化推進等、環境により配慮した採

石方法などのパトロールや研修会を実施するとともに、地域住民の声を早期に酌み取り、疑義があれば事業計画を丁寧に説明するなどにより、できるだけ地域の中であつれきが生じないように努めてまいります。

次に、平成28年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

総括表でございます。

一般会計の歳入は、予算現額1,822億1,646万円余のうち、収入済み額が705億6,995万円余で、収入未済額は1,911万円余でございます。

収入未済の主なものは、中小企業従業員住宅の使用料関連の未納に係るものでございますが、これにつきましては、本年4月に、債務者が所有する土地の売却により911万円余を回収しております。

次に、歳出でございますが、予算現額2,428億7,486万円余のうち、支出済み額は804億4,830万円余、翌年度繰越額が1,479億9,949万円余で、不用額は144億2,707万円余となっております。翌年度繰越額につきましては、主にグループ補助金制度など、災害復旧に係るものでございます。

不用額でございますけれども、主なものとしたしましては、中小企業金融総合支援事業や「がんばろう！熊本」観光復興事業、いわゆる割引つき旅行プランでございます、の執行残などがございます。

その他、特別会計が4本ございます。

このうち、熊本県中小企業振興資金特別会計において、30億524万円余の収入未済額がございます。これは、先ほど御説明いたしました中小企業の振興を図るための県からの貸し付けに係る未収金でございます。

歳出につきましては、熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計において、災害関連で3,000万円の翌年度繰越額がございま

す。また、それぞれの特別会計に若干の不用額が生じております。

以上、当部の平成28年度歳入歳出決算の概要を簡潔に申し上げましたが、詳細につきましては各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○中川商工政策課長 商工政策課長の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、商工観光労働部監査の指摘事項でございますが、国際課の委託業務につきまして御指摘をいただいております。対応状況等につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、商工政策課の決算説明でございます。

お手元の決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

国庫支出金、財産収入及び諸収入がございしますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

上から3段目の財産貸付収入でございますが、大阪事務所の職員宿舍貸付料の過誤納が生じたため、調定額よりも収入済み額のほうが1万3,620円多い状況となっております。これにつきましては、既に職員への返還手続が完了しております。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計歳出でございます。

商業総務費でございますが、167万円余の不用額が発生しております。これは、事務費などの経費節減に伴う執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課の浦田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成28年度の商工振興金融課の決算状況につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

5ページから6ページまでが一般会計の歳入に関する調べでございますけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、国庫支出金のうち、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきまして、予算現額と収入済み額に974億5,928万円余の差が生じておりますが、これは、中小企業等グループ補助事業などの災害復旧事業を翌年度に繰り越したことにより、収入が次年度となることによるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

諸収入のうち、中小企業貸付金回収金につきましては、予算現額と収入済み額に125億4,453万円余の差が生じておりますが、これは、中小企業融資制度について、復興関係資金の融資実績が見込みを下回ったことに伴い、その原資となる金融機関への預託を一部見送ったことから、金融機関からの回収金が減となったものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページから9ページまでが一般会計の歳出に関する調べでございます。このうち不用額の大きいものについて御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

中小企業振興費につきまして129億6,040万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど歳入の説明時に申し上げましたけれども、備考欄の中段から少し下のほうに記載しております、中小企業融資制度貸付金について、復興関係資金の融資のために、その原資

となる金融機関への預託を行っておりますけれども、年度末にかけて補正予算編成時に想定していたように実績が伸びなかったことに伴って、金融機関への預託を一部見送ったことが主な要因でございます。

9ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費における不用額5,180万円余につきましては、グループ補助金受付業務委託費等の事務費に係る執行残などでございます。また、翌年度繰越額1,462億583万円余が発生しておりますけれども、これにつきましては、後ほど附属資料のほうで説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

歳入に関する調べでございますけれども、繰入金及び繰越金につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

なお、繰越金において、予算現額と収入済み額に3億8,253万円余の差額が生じておりますけれども、これは、会計ルール上、予算現額は歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金・償還利子及び延滞違約金を合わせまして30億524万円余の収入未済額が生じております。これにつきましても、後ほど附属資料のほうで御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で1,053万円余の不用額が生じておりますけれども、これは、事務経費の節減及び経営状況把握に係る費用が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

続きまして、別冊附属資料のほうをお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

平成28年度繰越事業調べについてでございます。

2 段目の中小企業等グループ補助事業など、4つの熊本地震関連の災害復旧補助事業につきまして、補助事業者が事業計画策定、復旧工事施工に不測の日数を要したことにより、平成29年度に繰り越しているものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

平成28年度収入未済に関する調べについてでございます。

まず、上段の1、平成28年度歳入決算の状況について御説明いたします。

収入未済額の内訳ですが、償還元金が28億753万円余、償還利子が3,332万円余、延滞違約金が1億6,438万円余でございます。

次に、中段2の収入未済額の過去3カ年の推移については、3カ年とも現年度分の未収金は発生しておらず、26年度の収入未済額30億6,801万円余から、平成27年度は、5,398万円余を回収し、30億1,402万円余となり、平成28年度は、878万円余を回収し、30億524万円余となっております。

次に、下段の3、平成28年度収入未済額の状況について、収入未済額が生じておりますのが、昨年度2件完納いたしましたので、18貸付先となっております。このうち、分割納付中の貸付先は、下段合計欄にありますように、11貸付先、16億4,762万円余となっております。

その右横ですが、法的措置を行っている貸付先でございますが、1つの貸付先、2億2,297万円余となっております。この貸付先につきましては、預貯金の差し押さえを行い、少額ではございますが、5万円を回収いたしました。

また、その右横の生活困窮状態にあります貸付先は、1貸付先、1億1,437万円余でござ

います。

その他は、5貸付先、10億2,027万円余となっております。このうち、4貸付先、金額でいいますと6億4,000万円余につきましては、既に廃業され、主債務者や連帯保証人の資力もないことから、地方自治法施行令に基づき、徴収停止を27年度に1件、28年度に3件実施しております。

今後は、定期的に関係者の調査を行い、このまま資力回復が認められなければ、債権放棄の進めたいと考えております。

なお、残り1件の貸付先については、既に廃業されており、償還が滞っておりますが、ことし8月から分割納付をいただいております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成28年度の未収金対策について御説明いたします。

①にありますように、年度当初におきまして、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定するとともに、②のとおり、個別債権の回収に関しましても、法的な解釈や指導を受けるため、弁護士に法律相談を行っております。

③の法的措置としまして、1貸付先について、預貯金の差し押さえを実施、5万円余を回収いたしました。

また、④にありますように、債権回収会社に1貸付先の調査業務を委託するとともに、⑤のとおり、徴収困難な高度化資金1先及び設備近代化資金2先について、地方自治法施行令に基づく徴収停止を行ったところです。

さらに、⑥のとおり、平成28年度からは、中小企業団体中央会に高度化事業診断等に係る業務委託を行い、現在償還中の貸付先に係る経営状況把握及び助言、指導を行っております。

未収金の回収につきましては、継続的に粘り強く回収に取り組むとともに、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につ

きましては、徴収停止など債権放棄も見据えた対応など、県民の公平性の観点と費用対効果を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課の石元でございます。よろしくお願ひします。

説明資料に戻っていただきまして、説明資料の12ページをお願ひいたします。よろしくお願ひします。

まず、歳入に関する調べでございます。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で、最上段に記載のとおり、611万円余の減となっております。これは、使用料では、中ほどに記載しております技術短大授業料において、低所得世帯や地震による被災世帯への一部減免を、手数料では、次ページの中段に記載の技術短大入学料の一部減免などを行ったことによるものでございます。

次に、14ページをお願ひします。

2段目に記載しております国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

15ページの下から2段目に記載の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済み額との差が1億6,579万円余となっております。これは、高等技術専門校等の災害復旧事業において、後ほど平成28年度繰越事業調べにおいて御説明いたしますが、施設の被災状況の調査や復興方法の検討に時間を要したことにより、年度内の事業完了が見込めず、国庫補助金の受け入れを次年度に繰り越したことによるものでございます。

また、同ページの最下段に記載の雇用開発支援事業費等補助につきましては、予算現額

と収入済み額との差が2,981万円余となっております。これは、戦略産業雇用創造プロジェクト事業において、12月時点で状況把握を行い、2月補正で減額を行いましたが、その後の補助事業の精算による実績の減や、複数の事業者から事業実施が困難である等の理由から補助申請が取り下げられたことによる事業費の減に伴う国庫補助金の減でございます。

次に、16ページをお願ひします。

4段目に記載の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、1億2,172万円余の減となっております。

これは主に、離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことによる訓練生の中途退校、離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて訓練先に交付する就職支援経費が見込みより少なかったことによる国庫委託金の減でございます。

次に、同ページ最下段に記載の財産収入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

17ページに記載の繰入金につきましては、予算現額に比べて収入済み額との比較が500万円余減になっております。これは、緊急雇用創出基金を活用した県事業の実績が執行見込み額を下回ったことにより、当該基金からの繰入金が減少したものでございます。

次に、18ページをお願ひします。

最上段に記載の繰越金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

これは、平成27年度の2月補正で編成した国の経済対策に係る予算について、平成28年度へ繰り越しを行った際に生じた一般財源分に当たるものでございます。

また、同ページの2段目に記載の諸収入でございますが、延滞金について1,905万円余の収入未済がございます。これは、中小企業従業員住宅事業関連のものになります。この未収金の内容につきましては、後ほど別冊附

属資料において説明させていただきます。

次に、18ページの中央部から下段にある雑入でございますが、6万円余の収入未済がございます。これは、委託訓練受講経費の返還金でございます。こちらの内容につきましても、後ほど附属資料において説明させていただきます。

次に、19ページをお願いします。

歳出に関する調べについて御説明いたします。

同ページの最下段に記載の労政総務費ですが、359万円余の不用額が生じております。これは主に、備考欄に記載の各事業において、経費の節減等に伴う執行残でございます。

次に、20ページをお願いします。

最下段の職業訓練総務費でございますが、449万円余の不用額が生じております。主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、認定訓練実施事業において、補助対象者及び補助対象経費等の実績の減少に伴う運営費補助金の減による執行残でございます。

次に、21ページをお願いします。

最上段の職業能力開発校費でございますが、1億4,136万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目に記載の離職者訓練事業において、歳入の生涯職業能力開発事業等委託金で御説明いたしましたが、離職者に対する職業訓練の実施を全額国庫委託金により行っているものです。訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったことによる中途退校、就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費について、1月から3月の訓練コースを全て実施することで見込んだ人数を計上していたものの、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、同ページの中央部に記載の技術短期大学校費でございますが、1,534万円余の不

用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、技術短期大学校管理運営費及び技術短期大学校教育対策事業において、備品購入費や教育実習教材等経費、施設管理業務委託などの経費の節減及び非常勤職員の実績減による報償費等の執行残でございます。

次に、同ページの最下段に記載の失業対策総務費でございますが、5,024万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、次ページ、22ページの備考欄の事業の概要のうち、上から5番目に記載の戦略産業雇用創造プロジェクト事業において、新規雇用を条件に、新商品の開発等に対して助成する事業メニューがございまして、収入でも御説明いたしましたが、補助事業の精算による実績の減や、複数の事業者から事業実施が困難である等の理由による取り下げに伴う補助金の減などにより、執行残が生じたものでございます。

次に、同ページの最下段に記載の労働施設災害復旧費でございますが、1,871万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、一番下に記載の技術短期大学校災害復旧事業において、熊本地震の被害に伴う学校設備の修繕箇所が見込みより少なかったことによる一般需用費の減や、被害を受けた授業用備品の購入台数が見込みより少なかったことによる備品購入費の減などによる執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明をいたします。

別冊の附属資料を御用意いただきたいと思っております。

附属資料の2ページをお願いします。繰越事業に関する調べです。

熊本地震により被害を受けた高等技術専門学校、技術短期大学校の体育館等及び認定職業訓練校に係る災害復旧関連事業について繰り

越しを行っております。

主な理由としましては、関連する通常事業と災害復旧事業等を一体的に調整を図りながら取り組むことが効率的であること、また、復旧事業に当たっては、施設の被害状況の調査や復旧方法の検討に時間を要したこと、最下段の認定職業訓練校においては、上益城建設高等職業訓練校の災害復旧において、設計変更等により、28年度内の事業完了が見込めなかったものでございます。このため、必要額を繰り越し、今年度にかけて実施しているものでございます。

直近の進捗状況でございますが、最上段の高等技術専門校耐震診断事業におきましては、実習棟の耐震診断が70%程度で、今月末の完了予定でございます。

3段目の高等技術専門校災害復旧事業におきましては、体育館の天井改修等の工事が、こちら80%程度進んでおり、11月末に完了する予定です。

また、下から2段目の技術短期大学校災害復旧事業におきましては、体育館の外壁改修工事について、今年度中の3月に完了する予定でございます。

なお、2段目の技術短期大学校教育対策事業により施工した本部棟、実習棟、学生ホール、渡り廊下、外壁改修工事及び最下段の認定職業訓練校災害復旧事業により施工した上益城建設高等職業訓練校の施設整備については、既に事業を完了しておりますので、あわせて御報告いたします。

引き続き、別冊の附属資料の11ページ、収入未済に関する調べをお願いします。

延滞金における収入未済額1,905万円余でございますが、これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まずは、この事業の概要について御説明いたします。

この事業は、厚生年金を財源とした融資を利用して、昭和43年度から59年度まで実施し

た事業で、企業の従業員住宅の確保を目的に、県が企業の従業員住宅を建設し、これを中小企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。合計で68の企業の利用がありましたが、このうち1社について、使用料を滞納していたことから、平成24年の12月議会において、住宅の明け渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただき、訴訟による解決を行いました。

これまでの未収金対策についてですが、12ページの4、平成28年度の未収金対策をごらんいただきたいと思っております。

平成25年3月に、①住宅の明け渡しから、④遅延損害金の支払いについて、内容を請求する訴訟を提起し、本県の請求が認められる判決が、同年9月に言い渡されました。その結果、貸付料と延滞金の額3,351万円余が確定いたしました。

住宅につきましては、かなり老朽化が進んでいたことから、平成25年12月に明け渡しを受けた後、解体、撤去を終えております。

また、未収金の回収については、債務者の連帯保証人の不動産が確認できたため、平成27年2月に強制競売の申し立てを行いました。平成27年9月に落札され、県に1,871万円余の配当があったため、貸付金を初めとする債権の一部に充当して未収金を回収しております。

その結果、元本分については完済したことにより、最終支払い日以降の延滞金額が確定し、延滞金総額は1,905万円余となりました。

その後、28年度末であることしの3月に、債務者から、債務者所有の土地の任意売買について、当該土地に抵当権を設定している県と差し押さえを行っている熊本市に相談があったため、弁護士等とも相談の上、任意売買に応じることとし、今年度の4月に約911万円余を回収いたしました。

よって、現在の収入未済額は994万円余となっており、今後も、弁護士等と相談しながら、引き続き未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、附属資料の13ページをお願いいたします。

雑入として、6万1,000円の未収金が生じております。

未収金が発生した背景を御説明いたしますと、平成21年度に高等技術専門校で行いました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、訓練受講の際には雇用保険に未加入であった受講者が、訓練が終了した後で訓練受講前の時点にさかのぼって雇用保険の被保険者となったことから、委託訓練の受講対象者の要件を満たさないこととなってしまったために、免許取得経費や訓練手当など、約10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。

分納により、22年度まで、4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いたことから、23年度以降の返済が滞り、現在6万円余の収入未済となっております。

対応につきましては、14ページ、4の平成28年度の未収金対策に記載しておりますが、これまで分納誓約書を提出させ、催告を行ってきておりましたが、①債務者が、平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、②今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、③債権金額が少額で、取り立てに要する経費が債権金額を上回ることから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、28年度においては、福祉事務所等の関係機関への状況調査を行い、徴収停止の要件に該当すると判断したため、徴収停止を継続することとしております。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所等の関係機関と連携の上、状況を調査

し、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

労働雇用創生課分については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○末藤産業支援課長 産業支援課の末藤でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

24ページをお願いいたします。

表中ほどの地方創生加速化交付金におきまして、予算現額と収入済み額に905万円余の差が生じておりますが、これは主に、自然共生型高付加価値産業促進事業において、補助事業の採択実績が執行見込みを下回ったことなどにより、国の交付金が減額となったものでございます。

次に、下から2つ目の地域未来投資活性化事業費補助と、その下の地方創生拠点整備交付金ですが、いずれも収入済み額が0円となっておりますが、これは、国の交付決定が年度末になったため、年度内の事業完了が見込めないことから、その全額を繰り越したことによるものでございます。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

工鉱業振興費におきまして、3,331万円余の不用額が生じております。

主な要因としましては、燃料電池自動車普及促進事業の水素ステーション建設工事に伴う工事契約等の入札残と、リーディング企業創出事業のリーディング企業育成支援事業費補助金が、企業側の操業開始のおくれにより、交付ができなかったことなどによるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

産業技術センター費におきまして、1,543万円余の不用額が生じております。

主な要因としましては、運営管理費の経費節減や、新規外部資金活用事業において、国に応募していた研究事業が不採択となったことなどによる執行残でございます。

なお、翌年度への繰り越しが生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

30ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費におきまして、9,281万円余の不用額が生じております。これは、熊本地震で被災した産業技術センターの災害復旧工事に係る予算でございますが、不用額の主な要因は、本事業で予定していた設計委託や工事請負費の一部を地方創生拠点整備交付金を活用した産業基盤技術高度化事業で実施することにしたために生じたものでございます。

以上、説明資料につきまして説明いたしました。

次に、附属資料のほうをお願いいたします。

附属資料の3ページをごらんください。

産業技術センター費に生じておりました繰り越しでございますが、産業基盤技術高度化事業で4億2,572万円余を繰り越しております。これは、熊本地震で被災した産業技術センターの災害復旧工事を行うための予算でございますが、歳入で御説明しました地方創生拠点整備交付金を活用した事業でございますが、国の交付決定が年度末になったため、年度内の事業完了が見込めないことから、その全額を繰り越したものでございます。

現在の進捗状況ですが、工事の設計委託は完了しておりますが、実際の工事については、今月下旬に契約を締結する予定で進めているところでございます。

次に、3Dものづくり基盤強化事業で7,000万円の繰り越しが生じております。これは、産業技術センターにおける試験研究備品購入のための予算でございますが、こちら

も歳入で御説明しました地域未来投資活性化事業費補助を活用したものでございまして、国の交付決定が年度末になったため、年度内の事業完了が見込めないことから、その全額を繰り越したものでございます。導入する試験研究備品の選定も終わりました、現在入札の公告を行っているところでございます。11月中旬には契約を締結し、年度内には納品が完了する見込みでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の前野でございます。よろしく申し上げます。

委員会説明資料の32ページをお願いいたします。

32ページの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、33ページの繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

34ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

不用額の主なものについて御説明申し上げます。

35ページの工鉱業振興費につきまして、1,800万円余の不用額が生じております。これは主に、備考欄の事業の概要にあります新エネルギー等導入推進事業及び阿蘇採石場防災対策事業において、事業実績が見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

また、工鉱業振興費の翌年度繰越額が3,600万円となっております。これにつきましては、附属資料で御説明させていただきます。

別冊の附属資料をお願いいたします。4ページをお願いいたします。

阿蘇採石場防災対策事業につきましては、地域の災害防止のための沈砂池設置工事におきまして、地震の影響により測量等に不測の

日数を要したため、工事費を繰り越したものでございます。7月に契約をしており、12月までに工事完了見込みでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小牧企業立地課長 企業立地課の小牧でございます。よろしくお願ひいたします。

説明資料の36ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、下段の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に1億9,985万円余の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金分で、新規貸し付けの実績がなかったことによるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業振興費に766万円余の不用額が生じておりますが、これは、コールセンター等の立地を促進させる産業支援サービス業等立地促進補助金の申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

次に、工鉱業総務費に4億8,132万円の不用額が生じております。主なものとして、企業立地促進資金融資については、先ほど企業立地促進資金貸付金回収金でも説明しましたが、新規貸し付けを見込んでいたところ、実績がなかったことによるもの、また、製造業の立地を促進させる企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

42ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に2億2,358万円余の差額が生じておりますが、主なものとしては、八代外港工業用地への企業の進出に伴う土地売り払い収入でございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に1億3,318万円余の差額が生じております。これは、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に444万円余の差額が生じておりますが、これは、城南工業団地及びセミコンテクノパークにおいて、新たに土地貸し付けが発生したことによるものでございます。

次に、下段の繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に9,553万円余の差額が生じております。これは、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、1,697万円余の不用額が生じております。その主なものは、内陸工業用地基盤整備事業費によるもので、不用額につきましては、各団地の除草など管理経費の執行残でございます。

次に、47ページの災害復旧費の翌年度繰越額3,000万円につきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

それでは、別冊の附属資料の5ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の繰越事業でございますが、昨年6月の豪雨における城南工業団地災害復旧事業について、調査、設計に不

測の日数を要したことにより繰り越しているものでございます。

なお、現在の進捗率21%と記載しておりますが、支払いが終了していないことによるもので、工事は完了したところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございますが、城南工業団地及び八代外港工業用地の区画の一部を民間企業等に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課の永友でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差額が大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

49ページをお願いいたします。

表の2段目、社会資本整備総合交付金につきまして、予算現額と収入済み額に1,289万円余の差が生じておりますが、これは、産業展示場災害復旧等事業の一部繰り越しに伴うものでございます。

次に、表の3段目、地方創生加速化交付金につきまして、予算現額と収入済み額に4,397万円余の差が生じております。これは、外国人観光客に対する「おもてなし」向上プロジェクト事業の交付額確定に伴う減によるものでございます。

次に、表の4段目、九州観光支援事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額に3億4,794万円余の差が生じておりますが、これは、「がんばろう！熊本」観光復興事業のうち、割引つき旅行プラン、九州ふっこう割及び阿蘇(中部・南部)応援ツアーの事業実績額が執行見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

ここから52ページまでが一般会計の歳出でございますが、不用額の大きいものについて説明をさせていただきます。

52ページをお願いいたします。

表の1段目、観光費で3億8,496万円余の不用額が生じておりますが、主なものとしましては、先ほど御説明しました割引つき旅行プランの実績減に伴う執行残でございます。

次に、表の4段目、商工施設災害復旧費で8,484万円余の不用額が生じておりますが、これは、産業展示場災害復旧工事の入札に伴う執行残でございます。

次に、表の3段目、商工災害復旧費の翌年度繰越額1億6,711万円余につきまして、別冊の委員会附属資料で説明をさせていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

野外コンサート施設災害復旧事業及び産業展示場災害復旧等事業の2件につきまして、設計及び設計変更により不測の日数を要したことによりまして、一部を繰り越しているものでございます。なお、両事業とも、既に完了をしているところでございます。

観光物産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課の小金丸でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、決算特別委員会の説明資料に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項として指摘事項がございますので、御説明いたします。

「監査結果指摘事項」と表題にあるA4縦1枚の資料をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

指摘事項は、「国際観光振興促進事業委託について、観光パンフレット作成業務の一部が完了していないにもかかわらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま委託

料の全額が支払われている。契約書や仕様書等の関係書類に基づき、委託業務の内容について適正な検査を行うこと。」というものでございます。

事業の概要でございますが、平成28年4月、当時の観光課から、熊本県観光連盟に対して、海外向けの観光パンフレットを含む外国人観光客誘客に係る業務を委託しました。観光課は、平成29年3月31日に、委託業務の実績報告を書面で確認し、5月31日に委託料を観光連盟へ支払いました。

本年7月、海外誘客業務を引き継いだ国際課において確認したところ、当該委託業務のうち観光パンフレット作成業務の一部が未了であることが判明し、実績確認が不十分なまま委託料の支払いを行っていたことがわかったものでございます。

原因といたしましては、熊本地震の対応業務を優先した結果、事業着手がおくれ、年度末に業務が集中して、観光連盟と県で確認ミスが重なったことによるものでございます。

対応状況でございますが、当該委託業務については、観光連盟に対して、既に完遂させておりますが、今後は、現物の確認を徹底するとともに、他班の職員にも確認させるなど、チェック体制を強化してまいります。あわせて、職員研修を充実強化することで、再発防止を図ってまいります。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料の53ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

また、雑入でございますが、熊本広西館の閉館や海外技術研修員の宿舎の解約により、保証金、敷金が還付されたものでございます。

次に、説明資料54ページ及び55ページの一般会計の歳出でございますが、54ページの総務費599万円余及び55ページの商工費1,146万

円余、合わせまして1,745万円余の不用額が生じております。

主なものといたしましては、備考欄事業の経費節減による執行残によるものですが、中でも、旅券窓口である市町村と県との間の旅券関係書類の移送料の執行残、補助事業のスクラム型グローバル企業育成支援事業の実績減による執行残でございます。

続きまして、附属資料の7ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

平成28年度2月補正予算において計上した戦略的ポートセールス推進事業及び「がんばろう！熊本」観光復興事業の2つの事業について、事業完了が見込めなかったことにより、全額を繰り越しているものでございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の56ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

社会資本整備総合交付金及びスポーツ振興くじ助成金について、予算現額に対し収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、当該交付金を活用する事業について、全額を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

観光費で1,148万円余の不用額が生じております。主なものとしましては、ラグビーワールドカップ2019推進事業のスタジアム整備費における執行残などによるものでございます。

翌年度繰越額7億600万円については、附

属資料で説明させていただきます。

附属資料の8ページをお願いいたします。

ラグビーワールドカップ2019推進事業について、国の交付金の交付決定が年度末になったことや、スタジアム利用者との調整などにより事業が完了しなかったため、繰り越しているものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 スタジアムの建設がおくれとるといふけど、事業のおくれといふのは、支障ないの、ラグビー開催に。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

ラグビーワールドカップは、2年後の2019年の9月20日から開幕します。それに向けて、計画的に事業を執行しておりますので、大会には支障のないよう整備していきたいと思っております。

○村上寅美委員 俺が聞きよるのは、おくれしている理由は何かいと聞きよる。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 今回は、国の交付金を活用して整備するものでございまして、国の交付決定がちょっと年度末ぎりぎりになったこととか、スタジアムはいろんなスポーツに活用されております。いろんなスポーツの活用者といろんな調整を図りながらスケジュールを組んで整備をする必要がございますので、その点で繰り越しをしておりますが、いずれも今年度中には完了したいと……

○村上寅美委員 大丈夫。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 できます。

○村上寅美委員 大丈夫ならよかよ。

○坂田孝志委員長 ほかにございせんか。

○小早川宗弘委員 この監査結果指摘事項というふうなことで、観光パンフレットの作成業務の一部が完了してない、これは具体的にはどういったことですか。

○小金丸国際課長 観光パンフレットにつきましては、既存のパンフレットの増刷分と、それから既存のパンフレットを改訂する分の、この2つの事業を年度当初に委託しておりました。そのうちの改訂分につきましては、納品が昨年度ない中で委託料を支払っていたという案件でございます。

○小早川宗弘委員 ちょっとこれ、単純なミスというか、結構、納入されとらぬとに、もう払ったというふうなことで、非常に、これは行政としては重大なミスかなというふうに思いますし、これ、委託先の観光連盟ですかね、ここからも納入してませんがというふうな申し出はなかったんですか。

○小金丸国際課長 県から委託しました観光連盟につきましては、年度末に実績報告を出すところでございますが、連盟のほうでも、実績報告伺いの段階で、パンフレットのいわゆる改訂版の初稿というものはできておまして、そのデザインについては、その伺い書のほうに載せられていたのですが、しかしながら、年度末に実際の現物が納品されているところの確認がなかったという点がございませぬ。

以上です。

○小早川宗弘委員 この観光連盟さんも信頼のおけるところだというふうに思いますので、仕事を受けたなら、やっぱり納入するという義務を負っているというふうに思いますので、ちょっとこの観光連盟さんも少し落ち度があったんじゃないかなというふうに思いますし、県のほうも、その辺のチェック体制というのは、もっと十分に——単純に、発注して納入されとらぬというふうな仕事ですから、それは担当者が非常に重大なうっかりしとったということだけではなくて、二重三重のチェック体制というのを行っていただきたいと思います。

以上です。

○氷室雄一郎委員 いろいろありますけれども、わかりやすいので、観光物産課と国際課。

この「がんばろう！熊本」観光復興事業というのは、不用額が出ていますけれども、これは、実績がなかったということは、これだけの額が使えなかった、十分効果を発揮しなかったということでございますけれども、52ページですけれども、ちょっともう一遍説明してもらえますか。

○永友観光物産課長 歳出に関する調べ、52ページのところでございますね。1段目の観光費の事業概要をちょっと見ていただきたいんですけども、その一番下に「がんばろう！熊本」観光復興事業というところで、金額が63億5,811万円というのを書いておりますけれども、ここに昨年度実施しました九州ふっこう割というのが入っております、九州ふっこう割が65億6,000万円を本県いただいております。

その中で、第1期、7月から9月、第2期、10月から12月ということで、いわゆる割

引つき旅行プランというのを分けて販売させていただいたんですけども、それが結果として3億数千万売れなかったと、実際に旅行会社で販売をさせていただいているんですけども、それが売れてないということで執行残ということになっております。

○氷室雄一郎委員 第1期なんか、人気、注目もあって、第1期のほうがよかった、第2期が厳しかったんですか。どうなの。

○永友観光物産課長 1期が、大体予算の6割から7割程度を配分して売りました。割引率が、本県は最大70%引ききでしたので、1期は非常に好調に売れました。2期は、50%に低減しましたので、それで、2期は、いわゆる交通つき、首都圏や関西から飛行機や新幹線と宿泊施設がセットになった商品のようにウエートを上げました。それと、もう一つは、金曜日、土曜日、祝前日というのはお客さんが多いので、平日にお客さんを入れるために、そこを平準化しようということで、そういう販売方法も取りました。ところが、なかなか売れ行きがよろしくなくて、途中からまた修正はしたんですけども、結果として3億数千万売れなかったという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 最初は期待もされて、後、率が変わったりしまして、非常に使い勝手がよくないといいますかね、こういう状況だと思いますけれども、復旧、復興の観光、特に阿蘇なんかは期待をされとったんですが、十分生かされなかった面があるのかなという判断をしております。

もう一つは、55ページの国際課のほうは、これも「がんばろう！熊本」観光復興事業ですけれども、これは繰り越しで、これはどういう意味ですか。ちょっとわかりやすく説明してください。

○小金丸国際課長 本冊のほうは、55ページの最下段の「がんばろう！熊本」観光復興事業、それから別冊の繰越事業で申し上げますと、7ページの下段の部分でございます。

当該事業につきましては、これは、外国クルーズ船で来られるお客様のために差し上げますバーチャルリアリティスコープ、それに係る経費でございます。

当該予算につきましては、2月補正予算で要求をさせていただきまして、ことしの3月冒頭に議会の御承認をいただき、それから配布、作成準備を行ったということで、年度内の事業が完了できなかったということで繰り越しをさせていただいております。

今年度の4月2日が初入港でございましたが、これには間に合うように全てスコープを配布させていただいているところでございます。

○氷室雄一郎委員 せっかくこれから組まれて期待をされているわけでございますので、費用効果が十分生まれるようお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 28ページです。

工鉦業振興費ということで、不用額が3,300万余、この説明のときに、備考の中で、燃料電池、水素ステーションの建設による執行残というふうな説明があったかと思えますけれども、ちょっと確認をしたいと思えますけれども、この3,300万のうちどれぐらい、水素ステーションの建設にかかわる執行残が幾らというのがわかりますか。

○末藤産業支援課長 今手元にデータがございませんので、確認の上、後ほどお答え申し上げます。

上げます。

○小早川宗弘委員 多分さっきの説明で、そういうふうな不用額の内容の説明は間違いありませんか。

○末藤産業支援課長 説明といたしまして、燃料電池自動車普及促進事業の水素ステーション建設工事に伴う工事契約等入札の残でございます。

○小早川宗弘委員 その水素ステーション建設は、今県内では、どういうふうな普及の状況、整備状況ですか。

○末藤産業支援課長 水素ステーションにつきましては、県庁に1カ所整備をしております。こちらは水素自動車のPR用に整備をしているものの充填用に使用しております。

○小早川宗弘委員 この予算を見ると、1億6,200万の予算が平成28年度ついとるですよ。これは、建設のためのあと1カ所の水素ステーションの建設費ということでしょうか。

○末藤産業支援課長 その1カ所のための建設費用ということでございます。

○小早川宗弘委員 それはどこですか。

○末藤産業支援課長 県庁でございます。

○小早川宗弘委員 そのこのステーションの……。今後の建設のための普及の取り組みというのは、何かあるんですか。

○末藤産業支援課長 ただいま、燃料電池自動車の普及につきましては、国の方針といたしまして、4大都市圏を中心に、2020年ころ

を目安に整備を進めているところと承知をしております。

熊本につきましても、4大都市圏・福岡から続く期待のあるエリアということで、しっかりと状況を見きわめながら、今後取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 42ページの企業立地課。

土地貸付料、何でこがんふえとととですかね。

○小牧企業立地課長 今の土地貸し付けについての御質問でございますけれども、これは、予算計上は歳出と歳入を同額とする必要があるために、差額を予算化しておるものでございまして、比較いたしますと、例年これぐらいの金額が収入されるというものでございます。

○森浩二委員 例年なら、こっちの調定額のほうからそっちば計上するわけいかぬと、予算的には。意味がわからぬけど。

○小牧企業立地課長 これは特別会計でございまして、歳出に見合う部分を歳入で予算化するというところでございます。ですので、歳出と連動する形で歳入を計上するという形で、一旦、予算現額については土地貸付料と繰越金を歳出予算に充当しますけれども、決算によりますと、実際に入ってきた額が、この収入済み額という形になりますので、このような形になるということでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○坂田孝志委員長 ほかに。

○田代国広委員 附属資料の1ページですけれども、グループ補助金の高額な繰り越しが出ております。1,454億円を超える繰り越しだと思いますが、これの財源がしっかりと担保されているかどうかは1点と、もう1点は、これに対して県債484億円以上をするわけですが、この県債は特交の対象になるんですかね。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

附属資料1ページの中小企業等グループ補助事業の財源内訳を見ていただきますと、まず、国庫支出金については、28年度の補正予算で確保されたやつを繰り越しているもので、しっかり確保されております。それと、県債の484億につきましては、災害対策債という特別な地方債が許可されてまして、その元利償還金の95%については、普通交付税に参入されて、翌年度以降20年ぐらいに分けて起債の償還と見合った金額の95%の金額が交付税に参入されるということで、ほぼ全額国費に近いような形での対応となっております。

以上でございます。

○田代国広委員 特交よりももっと有利な条件だというふうに理解していいわけですか。

○浦田商工振興金融課長 普通交付税に参入されますので、ルール上、ちゃんと対応できるということになっております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

先ほど小早川委員から御指摘いただきました、燃料電池自動車普及促進事業の不用額内訳でございますけれども、こちら736万円余ということでございます。

○坂田孝志委員長 ないようでございますので、私から少しお尋ねします。

各部局にかかわることであります人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねします。

まず、昨年度の決算特別委員会におきまして、限られた人員で通常業務に加えて熊本地震からの復旧、復興業務を行うことが課題となっており、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理についても、改めて検討するよう求めてあります。

また、今年度の監査委員の審査意見書におきましても、増大する震災関連業務への的確な対応について、1つに、任期つき職員の採用等によるマンパワーの確保、2つ目として、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたいとの意見があります。

そこで、まず1点目ではありますが、業務量と人員体制についての課題とその対応状況についてお尋ねします。

次に、時間外勤務について。

審査意見書では、全体としては発災以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、時間外勤務の状況はどうか。過労死ラインを超えるなど課題があれば、その対応も含めてお尋ねいたします。

加えまして、審査意見書には、健康管理サポートセンターの活用等により、職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、休職者等の状況と組織としての支援の状況はどうなっているのか。

以上3点について、お尋ねいたします。

○中川商工政策課長 それでは、私のほうから、今御質問いただいた項目につきまして説明させていただきます。

まず、昨年度の震災によりましての業務量の増等の課題についてでございますが、先ほ

ど説明させていただきましたグループ補助金あるいは観光の創造復興等を中心にしまして、膨大なボリュームの事業量が発生しております。

特に、グループ補助金等につきましては、約5,000件に迫るような申請予定に対応するようなボリュームになっております。

歳出予算ベースで見ますと、27年度と28年度歳出予算ベースで、特別会計まで含めると、約9倍近い事業量になっております。物すごいボリュームになっております。

それに対する人員体制ということでございまして、全国の自治体から、うちの県への派遣をいただいております、その中から、うちの部には9名の配置をいただいております、主にグループ補助金の対応をいたしております。

また、任期つき職員につきましても5名の対応、それから再任用の職員につきましても13人の対応、それでもまだまだボリュームがございまして、部内の職員の再配置ということで、このボリュームのある事業に対応しているところでございます。

また、2点目の時間外等の対応でございます。

時間外等の状況につきましては、震災発生から年度の前半をピークにしまして、それから昨年の末ぐらいいまにかけて、先ほど御説明しましたグループ補助金、また、観光の復興割、風評被害対策等への対応ということで、かなりの時間外が発生いたしております。

私ども、できるだけ特定の部署に業務が集中しないように、各所属長に、部長を先頭とした打ち合わせ等の場を通じて業務の再配置を行うようにいたしております、また、これまで平時でありましたら淡々とやっておりました事業を、その実施時期をコントロールする、あるいは一部休止をするなどの業務量の見直し等も行っております。

それでも、どうしても期限のついた仕事をする際に時間外は発生いたします。そういう際にも、できるだけ一人の職員に集中しないように分担して対応するようにいたします。

また、3点目の健康管理サポートセンターの分でございますけれども、これにつきましても、先ほど御説明しました業務量の軽減はもちろんのこと、所属長が、できるだけ不用な書類を、資料を部下につくらせたりしない、あるいは、打ち合わせ等も、できるだけ不用な打ち合わせ等はしない、所属長が率先して、時間外の始まる前にはさっと帰る、休日もきちんととると、そういう模範を見せると。

それでも、やはりどうしてもスタッフの方たち、やっぱりなかなか大変な部分も出てまいります。そういった際には、できるだけ所属長のほうからも声をかけて、どうしても大変であれば、サポートセンターに行くなり適宜病院に行くなりの対応をするように、それは部内徹底いたしているところでございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○坂田孝志委員長 休職者というのは、おらるっつですか。

○中川商工政策課長 休職者の数も、かなり心配しておりましたけれども、今回の震災を原因とした休職というのは、まだ幸いながら発生しておりません。もともと調子が悪くなって休職された方は数名いらっしゃいますけれども、震災に伴う休職者というのは発生しておりません。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 これまで行革を進めながら職員数が減ってきた中での、今回のこの大きな震災が発生したわけでありまして。そし

て、これまでの間、それぞれの所属、また管理職の皆さんにおきましても、ふえ続ける業務の円滑な処理と、職員の健康管理のバランスをとるなど、苦慮されてきたと思います。

業務が、先ほどお話しありましたように、一つのところに過度に集中することになりますと、何らかの支障を来すことも出てくると思いますので、職員の業務状況を把握し、健康管理に配慮されますとともに、人員確保に努めていただきたいと思います。それがまた繰越事業などを抑えることにもつながることであろうし、ひいては、この震災からの復旧、復興の加速にもつながると思っておりますので、十分そこら辺は踏まえて御配慮いただきたいと思います、このように思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 先ほどのグループ補助金の件ですけれども、1,400何十億という金を29年度で消化し切らなかった場合、例えば一般的な補助事業の場合は、繰り越しは1年間繰越明許は認められとるわけでしょう。それは、その1年間のうちに事業は完了しなければならないというのが普通ですよ。

ただ、今回のこのグループ補助金の場合のそういった繰り越した事故繰りじゃなくて、繰越期間内で事業が着手すればいいのか、それは完成は無理だと思いますから、そういった一般の補助事業とこのグループ補助金の制度上の違いはどうなっているんですか。

○浦田商工振興金融課長 今田代委員がおっしゃられました、現在、グループ補助金については、年度中に交付申請してください、交付決定をやれば何とかつながりますというような御説明をしておきまして、恐らくはつきり——国とも政府提案とか6月の現地での意見交換会でも要望しましたけれども、事故繰りも見越しながら対応していただけるというような感じで捉えております。

以上でございます。

○田代国広委員 ということは、このグループ補助金の場合、例えば29年度内に予算を一応執行といいますか、交付決定ですか、すれば、それから民間が事業をされるわけですが、それは何年かたってもいいということに理解していいわけですかね。

○浦田商工振興金融課長 グループ補助金の予算については、28年度の補正予算でついた、29年度は明許繰越、役所の予算なので、30年度に事故繰りができれば、30年度末までできれば、特に問題はない。

田代委員が言われたとおり、31年、32年の対応につきましては、現在、政府提案とかでも要望しておりますけれども、来年度以降に申請が必要な人たちに対する対応、これについてお願いしております。

要するに、別途の予算をまた用意していただけないかというような要望をしておりますので、こちらについては、一定の国も——益城の4車線化でありますとか、土地区画整理事業、熊本市の液状化とか、あと、交通インフラによって復旧がおくれているところは、まだ進まないだろうという理解も得ていただいておりますので、それに向けてしっかりと協議してまいりたいと思っております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで商工観光労働部の審査を終了します。

次回の第5回委員会は、10月16日月曜日午前10時に開会し、午前に農林水産部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員会資料は、足元の資料袋の中に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願い致します。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後2時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長